

NO.	種別	所管	件名	場所	契約の相手方		随意契約理由 ・地方自治法施行令適用条項 ・具体的理由	予定価格	当初契約日	当初 契約金額 変更後 契約金額	当初期間			工事等の概要
					商号又は名称	住所		落札率	変更契約日	変更後期間			変更理由・変更概要	
1	システム開発・管理	市長直轄 総合企画政策室	名張市ふるさと納税事務業務委託	名張市	株式会社松阪電子計算センター名張営業所	名張市平尾2980番地39	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・プロポーザル方式提案者審査結果に基づき、事業者の選定を行った。	3,931,200	平成30年10月29日	3,931,200	平成30年10月29日	～	平成31年3月31日	本業務は、ふるさと納税制度を活用した寄附にかかる受付(受付サイトの管理を含む)、返礼品事業者への連絡・調整、寄附受領証明書の発行、寄附金控除に係る申告特例に関する申請書の送付及び受付、関連自治体への通知書の送付、新たな返礼品の提案など、ふるさと納税に関する業務を委託することにより、業務の効率化及び民間企業のノウハウを活用し、さらなる寄附の獲得を目指すものである。
				鴻之台1番町1番地外				地内	100.00%			～		
2	印刷	市長直轄 秘書広報室	「広報なばり」印刷業務委託	名張市	株式会社伊和新聞社	名張市上八町1482	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・緊急・重要案件が発生した場合、迅速に対応でき、自らタブレット版で印刷機を保有する市内唯一の事業者	7,599,484	平成30年4月1日	7,599,484	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	広報なばりの印刷業務（単価契約） 単価8ページ@8.7(24回)1回あたり予定部数33,700
				鴻之台				地内	100.00%			～		
3	新聞折込	市長直轄 秘書広報室	「広報なばり」配布業務委託	名張市	公益社団法人名張市シルバー人材センター	名張市丸之内79	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号 ・高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第2項の規定に該当する団体であるため	9,523,008	平成30年4月1日	9,523,008	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	広報なばりの配布業務（単価契約） 1部単価@11.0(24回)1回あたり予定配布部数33,400
				鴻之台				地内	100.00%			～		
4	機械設備保守点検	総務部 契約管財室	名張市庁舎昇降機設備保守点検業務委託	名張市	株式会社日立ビルシステム中部支社	名古屋市中村区名駅一丁目1番4号	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・常時遠隔監視及び異常時通話対応するため、メーカ以外は対応できないため。	2,827,440	平成30年4月1日	2,827,440	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	市庁舎エレベータ3台の検査及び点検
				鴻之台1番町				地内	100.00%			～		
5	機械器具設置工事	総務部 契約管財室	名張市庁舎3号機エレベーター改修工事	名張市	株式会社日立ビルシステム中部支社	名古屋市中村区名駅一丁目1番4号	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・一部の既存部品を活用するため、構造を把握している必要があり、他社製品では互換性がない。このため、当該エレベータの製造業者であり保守点検業務も行っている左記業者を契約者とした。	27,125,280	平成30年7月27日	21,276,000	平成30年7月27日	～	平成30年11月30日	市庁舎3号機エレベーター改修工事 一式
				鴻之台1番町				地内	78.44%			～		
6	電気工事	総務部 契約管財室	市庁舎非常用照明等直流電源装置改修工事	名張市	日立バッテリー販売サービス株式会社中部営業所	名古屋市中村区西八筋町46番地	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・直流電源装置を取り扱うには、構造等を把握している必要があり、製造者または取扱店以外の者は取り扱うことができないため。	8,382,960	平成30年12月20日	2,851,200	平成30年12月20日	～	平成31年3月15日	市庁舎非常用照明等直流電源装置改修 一式 ・蓄電池取替え54個 ・試運転調整一式 ・撤去蓄電池処分一式
				鴻之台1番町				地内	34.01%			～		
7	印刷	総務部 情報政策室	「総合住民情報システム」印刷製本作業	名張市	株式会社松阪電子計算センター名張営業所	名張市平尾2980番地39	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・本作業は、同システムと密接不可分なものであり、パッケージの著作権を有するとともに運用管理を行う事業者以外実施できないため。	24,663,960	平成30年4月1日	23,760,000	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	庁外のデータセンターにおいて大型ホストコンピュータを用いて大量一括処理を行い、大型プリンタにより台帳や税納付書などの大量帳票を出力する。
				鴻之台				地内	96.33%			～		
8	情報処理業務	総務部 情報政策室	「総合住民情報システム」運用管理業務委託	名張市	株式会社松阪電子計算センター名張営業所	名張市平尾2980番地39	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・同システムのパッケージの著作権を有し、環境構築及び運用管理を行う事業者以外実施できないため。	87,292,080	平成30年4月1日	86,551,200	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	戸籍・住民基本台帳、税、国民健康保険、国民年金業務等の「総合住民情報システム」運用管理業務。
				鴻之台				地内	99.15%			～		
9	情報処理業務	総務部 情報政策室	名張市公共施設予約システム利用	名張市	株式会社富士通マーケティング中部営業本部東海支社	名古屋市中村区名駅1－1－3	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・昨年度に引き続き、当市のデータを格納したシステムを運用するため。	3499200	平成30年4月1日	3,499,200	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	施設予約システムをインターネットサービスで構築し、職員、利用者(PC端末)及び携帯電話での利用を可能とするもの。
				鴻之台				地内	100.00%			～		

NO.	種別	所管	件名	場所	契約の相手方		随意契約理由	予定価格	当初契約日	当初契約金額	当初期間			工事等の概要
					商号又は名称	住所	・地方自治法施行令適用条項 ・具体的理由	落札率	変更契約日	変更後契約金額	変更後期間			変更理由・変更概要
10	システム開発・管理	総務部 情報政策室	情報系通信基盤(LGWAN系ネットワーク)延長利用	名張市 鴻之台1番町1番地	株式会社松阪電子計算センター名張営業所	名張市平尾2980番地39	・地方自治法施行令第167条の2第1項2号 ・長期継続契約が終了する機器の再リース。	3,065,364	平成30年12月28日	3,065,364	平成31年1月1日	～	平成31年3月31日	庁内情報ネットワークシステムのハードウェア、ソフトウェア式の延長利用
				地内 名張市				100.00%				～		
11	システム開発・管理	総務部 情報政策室	ネットワーク監視システム構築委託	名張市 鴻之台1番町1番地	株式会社松阪電子計算センター名張営業所	名張市平尾2980番地39	・地方自治法施行令第167条の2第1項2号 ・既存ネットワーク機器等への監視システム構築であるため、環境構築及び運用管理を行っている事業者以外実施できないため。	2,592,000	平成31年1月29日	2,592,000	平成31年1月29日	～	平成31年3月31日	主要システムのサーバーおよびネットワーク機器の常時監視環境の構築。
				地内 名張市				100.00%						
12	システム開発・管理	総務部 情報政策室	住民基本台帳ネットワーク機器一式の賃貸借	名張市 鴻之台1番町1番地	株式会社松阪電子計算センター名張営業所	名張市平尾2980番地39	・地方自治法施行令第167条の2第1項2号 ・既存システムの機器更改であるため、環境構築及び運用管理を行っている事業者以外実施できないため。	14,904,000	平成31年2月27日	14,904,000	平成31年3月1日	～	令和6年2月29日	平成25年度に機器更改した「住民基本台帳ネットワーク」の機器一式について入れ替えを行うもの。
				地内 名張市				100.00%						
13	システム開発・管理	総務部 情報政策室	SKYSEA導入作業	名張市 鴻之台1番町1番地	株式会社松阪電子計算センター名張営業所	名張市平尾2980番地39	・地方自治法施行令第167条の2第1項2号 ・既存ネットワークへのシステム導入であるため、環境構築及び運用管理を行っている事業者以外実施できないため。	4,858,488	平成31年3月7日	4,858,488	平成31年3月7日	～	平成31年3月31日	マイナンバー利用事務系ネットワークへのIT資産管理ツール「SKYSEA」導入作業。
				地内 名張市				100.00%						
14	施設運営・管理	地域環境部 地域経営室	名張市市民情報交流センター管理運営業務委託事業	名張市 希中央台	名張市人権センター	名張市希中央5番町19	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・施設の管理運営及び事業調整等を円滑に行うことができる名張市人権センターへの委託	4,185,778	平成30年4月1日	4,185,778	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	
				地内 名張市				100.00%				～		
15	施設運営・管理	地域環境部 地域経営室	地域における生涯学習活動推進事業	名張市 鴻之台1番町	中央ゆめづくり協議会	名張市鴻之台1番町2	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・効率的かつ効果的に活用され、地域の特色ある事業を展開できるため、地域づくり組織へ管理運営委託	3,691,440	平成30年4月1日	3,691,440	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	
				地内 名張市				100.00%				～		
16	屋外清掃	地域環境部 地域経営室	名張市除草作業等地域委託(梅が丘北3集会所用地 外 21ヶ所)	名張市 梅が丘	梅が丘連合自治会	名張市梅が丘北2番町272番地	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・行政と市民が相互の役割と責任を自覚しながら「新しい公」を確立することができるため、地域づくり組織へ除草作業を委託	4,261,680	平成30年4月1日	4,261,680	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	梅が丘北3集会所用地 外 21ヶ所の除草作業等 ・除草作業、清掃業務等
				地内 名張市				100.00%				～		
17	屋外清掃	地域環境部 地域経営室	地域除草作業事務委託	名張市 すずらん台	すずらん台町づくり協議会	名張市すずらん台東3-220	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・行政と市民が相互の役割と責任を自覚しながら「新しい公」を確立することができるため、地域づくり組織へ除草作業を委託	2,867,400	平成30年4月1日	2,867,400	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	すずらん台市有地1 外 27ヶ所の除草作業等 ・除草作業、清掃業務等
				地内 名張市				100.00%				～		
18	屋外清掃	地域環境部 地域経営室	地域除草作業事務委託	名張市 鴻之台希中央台	中央ゆめづくり協議会	名張市鴻之台1番町2番地	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・行政と市民が相互の役割と責任を自覚しながら「新しい公」を確立することができるため、地域づくり組織へ除草作業を委託	2,642,760	平成30年4月1日	2,642,760	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	希中央2-60集会所用地 外 23ヶ所の除草作業等 ・除草作業、清掃作業等
				地内 名張市				100.00%				～		
19	屋外清掃	地域環境部 環境対策室	不法投棄ごみパトロール及び撤収作業等業務委託	名張市 全域	公益社団法人名張市シルバー人材センター	名張市丸之内79番地	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号 ・高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第2項の規定に該当する団体であるため	3,415,284	平成30年4月1日	3,415,284	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	不法投棄パトロール、ポイ捨てごみの撤去
				地内				100.00%				～		

随意契約(随意契約の変更契約含む): 予定価格250万円を超えるもの]

単位: 円(税込)

NO.	種別	所管	件名	場所	契約の相手方		随意契約理由	予定価格	当初契約日	当初契約金額	当初期間			工事等の概要	
					商号又は名称	住所	・地方自治法施行令適用条項 ・具体的理由	落札率	変更契約日	変更後契約金額	変更後期間			変更理由・変更概要	
20	その他事務事業	地域環境部 環境対策室	東山墓園災害復旧作業派遣業務	名張市	公益社団法人三重県 シルバー人材センター 連合会	津市島崎町314番地	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号 ・高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第2項の規定に該当する団体であるため	9,580,032	平成30年4月1日	9,580,032	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	遺骨、遺品の本格引き上げ前の事前調査 単価契約 予定数量7,392時間	
				地内 下比奈知				100.00%				～			
21	測量一般	地域環境部 環境対策室	東山墓園土砂仮置場用地測量業務委託	名張市	赤井測量設計株式会社 名張営業所	名張市滝之原1050番地	・地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 ・早期の復旧を要するため	2,916,000	平成30年6月26日	2,862,000	平成30年6月26日	～	平成30年9月28日	面積計算、用地実測図原図作成等	
				地内 下比奈知				98.15%	平成30年9月27日	2,816,640		～			業務精査による減額
22	土木一式工事	地域環境部 環境対策室	名張市東山墓園復旧業務に係る作業委託	名張市	名張土木協会協同組合	名張市南町822番地2	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・迅速に復旧作業を行う必要があり、また、作業状況に応じ、緊急的・突発的に生じる業務に迅速に対応する必要があるため。	7,948,800	平成30年6月26日	7,948,800	平成30年6月26日	～	平成31年3月31日	被災現場復旧作業 単価契約 予定数量320人	
				地内				100.00%				～			
23	土木一式工事	地域環境部 環境対策室	名張市東山墓園復旧業務に係る作業委託	名張市	・有限会社谷松石材(名張市南町786番地) ・株式会社谷本石材(名張市桔梗が丘5番町12街区5番地) ・陽南石材(名張市安部田2993) ・株式会社石の中原(伊賀市長田768番地の1) ・株式会社谷石材(伊賀市山神31番地の7)		・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・迅速に復旧作業を行う必要があり、また、作業状況に応じ緊急的・突発的に生じる業務に迅速に対応する必要がある。加えて、被災した墓石は市内外の多数の石材店により施行されており、墓石に関し専門的知識を有し、かつ石材店間で自ら施工した墓石についての情報を共有、協力して作業に取り組む必要があることから、事前に復旧業務へ従事する意思を示された5社と契約。	48,805,200	平成30年8月1日	48,805,200	平成30年8月1日	～	平成31年3月31日	墓石等引上げ作業 単価契約 予定数量480人	
				地内				100.00%				～			
24	土木一式工事	地域環境部 環境対策室	東山墓園新墓所整備工事	名張市	株式会社丸栄建設	名張市松崎町1440番地1	・地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 ・早期の復旧を要するため	13,720,320	平成30年8月23日	13,176,000	平成30年8月23日	～	平成30年9月28日	新墓所の整備	
				下比奈知					平成30年9月27日			～	平成30年10月31日	天候不順	
				地内				96.03%	平成30年10月29日			～	平成30年11月22日	天候不順	
				地内					平成30年11月16日	13,330,440				実施精査による増額	
25	土木一式工事	地域環境部 環境対策室	東山墓園災害復旧に伴う実施測量設計業務委託	名張市	公益財団法人三重県 建設技術センター	津市島崎町56番地	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・当該業者は、三重県内で唯一「公共工事発注者支援機構(公共工事の品質確保の促進に関する法律による)」に認定されており、発注者として不足している技術力や人員体制を補完できるため。	7,985,520	平成30年11月19日	7,182,000	平成30年11月19日		平成31年2月28日	測量・調査計画、地質調査、設計・解析・調査、工事積算業務一式	
				下比奈知				89.94%	平成31年1月24日	8,851,680		～	平成31年3月25日	地質調査に係る実施数量変更等のため	
				地内					平成31年2月20日	9,481,320				対策工法の検討による詳細設計追加のため	
26	機械設備工事	地域環境部 環境対策室	名張市斎場火葬炉耐火材及び炉内台車修繕工事	名張市	株式会社宮本工業所	富山県富山市奥田新町12番3号	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・火葬炉設置業者独自の特許製品による部分が多いため。	5,943,240	平成30年11月1日	5,940,000	平成30年11月7日	～	平成31年3月15日	耐火材の修繕(主熱炉側壁、主熱炉排煙吸込口)、炉内台車修繕(台車耐火ブロック等)	
				滝之原				99.95%				～			
27	その他事務事業	地域環境部 人権・男女共同参画推進室	人権のまちづくり推進委託事業	名張市	名張市人権センター	名張市希央台5番町19番地	・地方自治法施行令第167条2第1項第2号 ・先駆性、機動性、独創性、柔軟性が期待できる実施主体として名張市人権センターへ「人材育成」「教育・啓発」「相談」「調査研究」「男女共同参画センター運営」の5分野にわたり企画立案から実施までを一括で業務委託	3,230,000	平成30年4月1日	3,230,000	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	人権尊重都市実現のため「人材育成」「教育・啓発」「相談」「調査研究」「男女共同参画センター運営」に係わる業務の企画立案と実施。	
				地内				100.00%				～			
28	システム開発・管理	市民部 課税室	eL-TAX電子審査ASPサービス委託	名張市	株式会社日立システムズ中部支社	名古屋市中区栄一丁目24番15号	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・市民税システムとのデータの互換性が必要なため、該当するASPサービスの提供事業者と契約。	3,116,880	平成30年4月1日	3,116,880	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	地方税ポータルシステム(eL-TAX)を使用して電子申告受付等を行うにあたり、LGWAN-ASPサービスを使用するための契約。	
				鴻之台1-1				100.00%				～			
				地内								～			

NO.	種別	所管	件名	場所	契約の相手方		随意契約理由 ・地方自治法施行令適用条項 ・具体的理由	予定価格	当初契約日	当初 契約金額 変更後 契約金額	当初期間			工事等の概要
					商号又は名称	住所		落札率	変更契約日	変更後期間			変更理由・変更概要	
29	その他事務事業	市民部課税室	固定資産税評価替え支援業務委託	名張市	株式会社立地評価研究所	大阪市中央区北浜3丁目2番25号	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・市内の土地事情に精通していること。また、前回評価替えとの連続性等から同一業者であることが不可欠のため	7,769,520	平成30年4月18日	7,769,520	平成30年4月18日	～	平成31年3月29日	平成33年度評価替えに向けた路線価等業務
				鴻之台1-1 地内							～			
30	情報処理業務	市民部課税室	家屋評価入力業務委託	名張市	株式会社松阪電子計算センター名張営業所	名張市平尾2980番地39	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・全庁的に運用している住民情報システムと連携するためには、左記受注者以外に委託することができないため	2,690,323	平成30年6月20日	2,690,323	平成30年6月20日	～	平成31年3月31日	家屋の評価計算を行い、住民情報システムとの連携を行う
				鴻之台1-1 地内							～			
31	健康診断業務	市民部保険年金室	集団特定健康診査事業委託	名張市	医療法人健康支援三恵三恵診療所	奈良県北葛城郡河合町広瀬台3丁目8番3	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・平成24年度から集団特定健康診査を委託しており、健診受診者に経年で結果を通知できるという利点がある。また、市が指定する集団健診実施日に健診を実施できる業者が下記業者のみであるため	5,544,724	平成30年5月29日	5,544,724	平成30年7月1日	～	平成31年3月31日	指定場所(市役所、地区の市民センターなど)への出張(巡回)特定健診
				鴻之台 地内							～			
32	リース・レンタル	市民部保険年金室	後期高齢システムハードウェアの賃貸借	名張市	株式会社松阪電子計算センター名張営業所	名張市平尾2980-39	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・全庁的に運用している住民情報システムと連携を必要とするため	3,129,840	平成30年5月31日	2,993,760	平成30年6月1日	～	令和5年5月31日	後期高齢者医療電算処理システム(ライフパートナーK)に使用するハードウェアの賃貸借月額49, 896円 (長期継続契約)
				鴻之台1-1 地内							～			
33	健康診断業務	市民部保険年金室	平成30年度特定保健指導事業(後期)委託	名張市	株式会社現代けんこう出版	東京都墨田区両国1-12-8ムネカワビル502	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・この業務は、特定健診後に特定保健指導を対象者に実施する事業であり、特定保健指導を熟知し、保健指導を受託している実績を有することを必要とする。現代けんこう出版は、平成23年度から実施する特定保健指導の受託業者であり、内容・質ともに実績が評価でき、委託後の特定保健指導終了率の実績も上がっている。また、市が実施する保健指導の日程と内容に合うのが左記の業者のみであるため	2,557,440	平成30年8月1日	2,557,440	平成30年8月1日	～	平成31年3月31日	特定保健指導業務
				鴻之台 地内							～			
34	その他事務事業	福祉子ども部医療福祉総務室	名張市地域福祉人材育成事業業務委託	名張市	社会福祉法人名張市社会福祉協議会	名張市丸之内79	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・ノウハウ、地域とのつながり、社会福祉活動の実績を鑑み、同法人に委託	7,000,000	平成30年4月1日	7,000,000	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	子育て支援員の養成事業等
				元町 地内							～			
35	その他事務事業	福祉子ども部医療福祉総務室	平成30年度名張市民生委員児童委員組織活動事業委託	名張市	名張市民生委員児童委員協議会連合会	名張市鴻之台1-1	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・本業務を行う唯一の団体	5,580,000	平成30年4月1日	5,580,000	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	民生委員児童委員の活動費3万円×186名
				地内							～			
36	計画策定・コンサルティング	福祉子ども部医療福祉総務室	伊賀・奥宇陀地域脳神経疾患医療体制整備に関する調査事業委託契約	名張市	公立大学法人奈良県立医科大学	奈良県橿原市四条町840	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・脳血管疾患については奈良県立医科大学の支援と協力によって対応されており、整備については共同で調査・検討を進める必要があるため	4,000,000	平成30年4月1日	4,000,000	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	伊賀・奥宇陀地域における脳神経疾患にかかる医療体制の整備に向けた方策等について調査研究を実施。
				全域 地内							～			
37	その他事務事業	福祉子ども部医療福祉総務室	一次救急医療体制に関する協定	名張市	一般社団法人名賀医師会	名張市朝日町1361番地4	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・本業務を行う唯一の団体	3,015,000	平成30年4月1日	3,015,000	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	名張市・伊賀市と、名賀医師会との業務委託協定
				全域 地内							～			

NO.	種別	所管	件名	場所	契約の相手方		随意契約理由 ・地方自治法施行令適用条項 ・具体的理由	予定価格	当初契約日	当初 契約金額 変更後 契約金額	当初期間			工事等の概要
					商号又は名称	住所		落札率	変更契約日	変更後期間			変更理由・変更概要	
38	福祉・介護 サービス	福祉子ども部 生活支援室	生活困窮者自立支援事業就労準備支援事業委託	名張市 丸之内79番地外	社会福祉法人名張市 社会福祉協議会	名張市丸之内79番地	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・支援内容が多岐に渡り、複数の機関や事業所と包括的な連携が必要であること、これまで自立支援サポート事業を実施してきたこと、モデル事業以降本事業を実施してきた実績から、本事業の円滑的継続的な実施に必要なため。	10,357,000	平成30年4月1日	10,357,000	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護受給者以外の生活困窮者で一般就労が困難な者に対し、当該生活困窮者の状態に応じた段階的な支援を一貫して行うとともに、就職希望者の条件に近い就労先を独自に開拓することにより、当該生活困窮者の一般就労の実現を図る事業
				地内				100.00%			～			
39	福祉・介護 サービス	福祉子ども部 生活支援室	生活困窮者自立支援事業自立相談支援事業委託	名張市 丸之内79番地外	社会福祉法人名張市 社会福祉協議会	名張市丸之内79番地	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・即時一般就労を望めない困窮者に対してボランティアや職場体験等様々な支援を行うため、複数の機関や事業所と包括的な連携が必要であること、生活困窮者自立促進支援事業との連携も重要であることから、本事業の円滑的継続的な実施に必要なため。	14,500,000	平成30年4月1日	14,500,000	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	生活困窮者自立支援法に基づき、本市における生活保護受給者以外の生活困窮者に対し、包括的、継続的な支援を行うことにより、その自立の促進を図る事業
				地内				100.00%			～			
40	リース・レンタル	福祉子ども部 生活支援室	生活保護システム賃貸借	名張市 鴻之台	北日本コンピューター サービス株式会社	秋田県秋田市南通築地15番32号	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・相手方がシステム開発兼当市版カスタマイズ実施事業者であり、円滑な業務遂行にはシステム内の蓄積データを移行・継続して使用する必要があるため。	16,459,200	平成30年8月30日	16,459,200	平成30年9月1日	～	令和5年8月31日	名張市生活保護システムの更新業務、必要なサーバー等ハードウェアの準備・賃貸借
				地内				100.00%			～			
41	事務事業委託	福祉子ども部 介護・高齢支援室	名張市配食サービス事業委託	名張市	株式会社ハコゼン	名張市夏見2500	・令第167条の2第1項第2号 ・事業者は、プロポーザル方式提案者審査結果に基づき、上位2事業者を選定	3,443,520	平成30年4月1日	3,443,520	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	高齢者への配食サービス業務 (担当地区: 名張、つつじ、国津、百合が丘、箕曲、赤目、錦生) 単価契約 予定数量8,160食
				地内				100.00%			～			
42	事務事業委託	福祉子ども部 介護・高齢支援室	名張市配食サービス事業委託	名張市	有限会社ネオ・アシスト	名張市美旗中村771番地1	・令第167条の2第1項第2号 ・事業者は、プロポーザル方式提案者審査結果に基づき、上位2事業者を選定	2,785,200	平成30年4月1日	2,785,200	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	高齢者への配食サービス業務 (担当地区: 蔵持、美旗、薦原、比奈知、桔梗が丘、梅が丘、すずらん台) 単価契約 予定数量6,600食
				地内				100.00%			～			
43	事務事業委託	福祉子ども部 介護・高齢支援室	名張市軽度生活援助事業委託	名張市	公益社団法人名張市 シルバー人材センター	名張市丸之内79番地	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号 ・高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第2項の規定に該当する団体である上記に基づくシルバー人材センターへの業務委託	3,060,000	平成30年4月1日	3,060,000	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	高齢者への生活援助業務 単価契約 予定利用時間7,200時間
				地内				100.00%			～			
44	リース・レンタル	福祉子ども部 介護・高齢支援室	OCR機器一式の賃貸借契約【長期継続契約】	名張市 鴻之台1番町1番地	株式会社松阪電子計算センター名張営業所	名張市平尾2980番地39	・令第167条の2第1項第2号 ・委託業者により名張市向けに独自改修が施されている介護保険システムと一体的に使用する機器の賃貸借	3,538,080	平成30年6月1日	3,382,560	平成30年6月1日	～	令和5年5月31日	介護保険事業に使用する機器の賃貸借 ※契約額は月額(長期継続契約)
				地内				95.60%			～			
45	システム開発・管理	福祉子ども部 介護・高齢支援室	平成30年8月介護保険法改正に伴う介護保険情報システム改修業務委託	名張市 鴻之台1番町1番地	株式会社松阪電子計算センター名張営業所	名張市平尾2980番地39	・令第167条の2第1項第2号 ・介護保険システムの版權を有し、かつ、本システムについて、これまで名張市向けに独自改修等を行ってきた業者である	4,212,000	平成30年7月1日	4,212,000	平成30年7月1日	～	平成31年2月28日	介護保険事業に使用するシステムの改修
				地内				100.00%			～			

NO.	種別	所管	件名	場所	契約の相手方		随意契約理由 ・地方自治法施行令適用条項 ・具体的理由	予定価格	当初契約日	当初 契約金額 変更後 契約金額	当初期間			工事等の概要
					商号又は名称	住所		落札率	変更契約日	変更後期間			変更理由・変更概要	
46	福祉・介護 サービス	福祉子ども部 障害福祉室	平成30年度名張市障害者地域活動支援センター事業委託	名張市	社会福祉法人名張育成会	名張市美旗中村2326番地	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・名張市障害者地域活動支援センター事業の実施にあたっては、障害者総合支援法に基づき、障害者及び障害児がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的活動又は生産活動の機会の場を確保し、家族等の就労支援及び障害者及び障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息などの便宜を供与する事業を行うことにより、障害の有無にかかわらず、地域住民が相互に人格と個性を尊重して安心して暮らすことのできる地域社会に寄与することを目的とすることから、これらを熟知している法人に委託することで、効率的かつ効果的な事業運営が図れるため	12,700,000	平成30年4月1日	12,700,000	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	名張市障害者地域活動支援センターひびき運営業務(定額5,600,000円＋実績見込7,100,000円)
				地内				100.00%				～		
47	福祉・介護 サービス	福祉子ども部 障害福祉室	平成30年度名張市障害者地域活動支援センター事業委託	名張市	社会福祉法人名張育成会	名張市美旗中村2326番地	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・名張市障害者地域活動支援センター事業の実施にあたっては、障害者総合支援法に基づき、障害者及び障害児がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的活動又は生産活動の機会の場を確保し、家族等の就労支援及び障害者及び障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息などの便宜を供与する事業を行うことにより、障害の有無にかかわらず、地域住民が相互に人格と個性を尊重して安心して暮らすことのできる地域社会に寄与することを目的とすることから、これらを熟知している法人に委託することで、効率的かつ効果的な事業運営が図れるため	4,690,000	平成30年4月1日	4,690,000	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	名張市障害者地域活動支援センターステーション和運営業務(定額2,800,000円＋実績見込1,890,000円)
				地内				100.00%				～		
48	福祉・介護 サービス	福祉子ども部 障害福祉室	平成30年度名張市障害者地域活動支援センター事業委託	名張市	一般財団法人信貴山病院	奈良県生駒郡三郷町勢野北4－13－1	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・名張市障害者地域活動支援センター事業の実施にあたっては、障害者総合支援法に基づき、障害者及び障害児がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的活動又は生産活動の機会の場を確保し、家族等の就労支援及び障害者及び障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息などの便宜を供与する事業を行うことにより、障害の有無にかかわらず、地域住民が相互に人格と個性を尊重して安心して暮らすことのできる地域社会に寄与することを目的とすることから、これらを熟知している法人に委託することで、効率的かつ効果的な事業運営が図れると考えられるため	4,360,000	平成30年4月1日	4,360,000	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	名張市障害者地域活動支援センターリボン運営業務(定額2,800,000円＋実績見込1,560,000円)
				地内				100.00%				～		

NO.	種別	所管	件名	場所	契約の相手方		随意契約理由 ・地方自治法施行令適用条項 ・具体的理由	予定価格	当初契約日	当初 契約金額 変更後 契約金額	当初期間			工事等の概要	
					商号又は名称	住所		落札率	変更契約日	変更後期間			変更理由・変更概要		
49	福祉・介護 サービス	福祉子ども部 障害福祉室	平成30年度名張市基幹相談支援 サテライト事業委託	名張市	社会福祉法人名張育 成会	名張市美旗中村23 26番地	・地方自治法施行令第167条の2第 1項第2号 ・基幹相談支援の実施にあたって は、相談支援の中核的な役割を担 い、総合的・専門的相談を行うこ とから、障害の種別や各種のニーズ に対応できる特定相談支援事業所 を運営する法人に委託することで、 効率的かつ効果的な事業運営が 図れるため	5,600,000	平成30年4月1日	5,600,000	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	相談窓口として、相談支援の中核的な役割を 担う基幹相談支援業務	
				地内				100.00%				～			
50	福祉・介護 サービス	福祉子ども部 障害福祉室	平成30年度名張市基幹相談支援 サテライト事業委託	名張市	医療法人（社団）寺田 病院	名張市夏見3260 番地1	・地方自治法施行令第167条の2第 1項第2号 ・基幹相談支援の実施にあたって は、相談支援の中核的な役割を担 い、総合的・専門的相談を行うこ とから、障害の種別や各種のニーズ に対応できる特定相談支援事業所 を運営する法人に委託することで、 効率的かつ効果的な事業運営が 図れるため	2,800,000	平成30年4月1日	2,800,000	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	相談窓口として、相談支援の中核的な役割を 担う基幹相談支援業務	
				地内				100.00%				～			
51	福祉・介護 サービス	福祉子ども部 障害福祉室	平成30年度名張市障害者移動支 援事業委託	名張市	社会福祉法人名張育 成会	名張市美旗中村23 26番地	・地方自治法施行令第167条の2第 1項第2号 ・移動支援事業とは、屋外での移 動が困難な障害者等に対して、外 出のための支援を行うことにより、 地域における自立生活及び社会参 加を促すことを目的とするもので あることから、ガイドヘルプ支援が 可能な人材を擁する居宅介護支援 事業所であって、市が一律に設定し た単価において事業実施を希望す る事業所全てと随意契約する	6,000,000	平成30年4月1日	6,000,000	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	障害者及び障害児がその能力及び適性に 応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むこ とができるよう、屋外での移動が困難な障害者等 に対して、外出のための支援業務	
				地内				100.00%				～			
52	福祉・介護 サービス	福祉子ども部 障害福祉室	平成30年度名張市障害者移動支 援事業委託	名張市	社会福祉法人鶯鳴会	名張市西原町259 0番地6	・地方自治法施行令第167条の2第 1項第2号 ・移動支援事業とは、屋外での移 動が困難な障害者等に対して、外 出のための支援を行うことにより、 地域における自立生活及び社会参 加を促すことを目的とするもので あることから、ガイドヘルプ支援が 可能な人材を擁する居宅介護支援 事業所であって、市が一律に設定し た単価において事業実施を希望す る事業所全てと随意契約する	6,000,000	平成30年4月1日	6,000,000	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	障害者及び障害児がその能力及び適性に 応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むこ とができるよう、屋外での移動が困難な障害者等 に対して、外出のための支援業務	
				地内				100.00%				～			
53	福祉・介護 サービス	福祉子ども部 障害福祉室	平成30年度名張市障害者移動支 援事業委託	名張市	株式会社TenAnt	名張市つつじが丘 北6番町1番地	・地方自治法施行令第167条の2第 1項第2号 ・移動支援事業とは、屋外での移 動が困難な障害者等に対して、外 出のための支援を行うことにより、 地域における自立生活及び社会参 加を促すことを目的とするもので あることから、ガイドヘルプ支援が 可能な人材を擁する居宅介護支援 事業所であって、市が一律に設定し た単価において事業実施を希望す る事業所全てと随意契約する	5,400,000	平成30年4月1日	5,400,000	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	障害者及び障害児がその能力及び適性に 応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むこ とができるよう、屋外での移動が困難な障害者等 に対して、外出のための支援業務	
				地内				100.00%				～			

NO.	種別	所管	件名	場所	契約の相手方		随意契約理由 ・地方自治法施行令適用条項 ・具体的理由	予定価格	当初契約日	当初 契約金額 変更後 契約金額	当初期間			工事等の概要	
					商号又は名称	住所		落札率	変更契約日	変更後期間			変更理由・変更概要		
54	福祉・介護 サービス	福祉子ども部 障害福祉室	平成30年度名張市障害者移動支 援事業委託	名張市	特定非営利活動法人 スリー・ディ	大阪市中央区南船 場3丁目1番10号	・地方自治法施行令第167条の2第 1項第2号 ・移動支援事業とは、屋外での移 動が困難な障害者等に対して、外 出のための支援を行うことにより、 地域における自立生活及び社会参 加を促すことを目的とするものであ ることから、ガイドヘルプ支援が可 能な人材を擁する居宅介護支援事 業所であって、市が一律に設定し た単価において事業実施を希望す る事業所全てと随意契約する	3,600,000	平成30年4月1日	3,600,000	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	障害者及び障害児がその能力及び適性に 応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むこ とができるよう、屋外での移動が困難な障害者等 に対して、外出のための支援業務	
				百合が丘				100.00%			～				
55	障害・介護 サービス	福祉子ども部 障害福祉室	平成30年度名張市障害者移動支 援事業委託	名張市	合同会社フォーライト ワークス	名張市桔梗が丘3 番町1街区1番地 陸ビル2Fー2	・地方自治法施行令第167条の2第 1項第2号 ・移動支援事業とは、屋外での移 動が困難な障害者等に対して、外 出のための支援を行うことにより、 地域における自立生活及び社会参 加を促すことを目的とするものであ ることから、ガイドヘルプ支援が可 能な人材を擁する居宅介護支援事 業所であって、市が一律に設定し た単価において事業実施を希望す る事業所全てと随意契約する	5,400,000	平成30年4月1日	5,400,000	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	障害者及び障害児がその能力及び適性に 応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むこ とができるよう、屋外での移動が困難な障害者等 に対して、外出のための支援業務	
				桔梗が丘				100.00%			～				
56	福祉・介護 サービス	福祉子ども部 障害福祉室	平成30年度名張市障害者(児)日 中一時支援事業委託	名張市	社会福祉法人名張育 成会	名張市美旗中村23 26番地	・地方自治法施行令第167条の2第 1項第2号 ・日中一時支援事業は、日中にお ける活動の場を確保し、家族等の 就労支援や、障害者及び障害児を 日常的に介護している家族の一時的 な休息などの便宜を供与すること を目的とするものであることか ら、日頃から障害者等を支援して いる事業所であって市が一律に設 定した単価において事業実施を希 望する事業所全てと随意契約する	24,000,000	平成30年4月1日	24,000,000	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	障害者及び障害児の日中における活動の場を 確保し、家族等の就労支援及び障害者及び障 害児を日常的に介護している家族の一時的な 休息などの便宜を供与する。	
				美旗中村				100.00%			～				
57	福祉・介護 サービス	福祉子ども部 地域包括支援セン ター	名張市一般介護予防事業委託	名張市	社会福祉法人名張市 社会福祉協議会	名張市丸之内79番 地	・地方自治法施行令第167条の2 第1号第2項 ・専門的なサービスの提供、名張 市総合福祉センターふれあいの活 用という点において、「社会福祉法 人名張市社会福祉協議会」以外で は実施することができない。	16,344,000	平成30年4月1日	16,344,000	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	一次予防事業運営業務 運動教室、介護予防・健康づくり教室の開催等	
				丸之内				100.00%			～				
58	福祉・介護 サービス	福祉子ども部 地域包括支援セン ター	伊賀地域福祉後見サポートセン ター事業委託	伊賀市	社会福祉法人伊賀市 社会福祉協議会	伊賀市上野中町 2976番地1	・地方自治法施行令第167条の2 第1号第2項 ・成年後見制度における専門的知 識と経験が必要であるため「社会 福祉法人伊賀市社会福祉協議会」 以外では実施することができない。 (名張市社会福祉協議会は辞退)	4,500,000	平成30年4月1日	4,500,000	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	伊賀地域福祉サポートセンター事業運営 権利擁護に関する業務等	
				上野中町				100.00%			～				
59	福祉・介護 サービス	福祉子ども部 地域包括支援セン ター	名張市在宅医療支援センター事業 運営委託	名張市	一般社団法人名賀医 師会	名張市朝日町1361 番地番地4	・地方自治法施行令第167条の2 第1号第2項 ・医療サービスの提供及び医療機 関の紹介・連携等医師会以外では 実施することができない。	7,500,000	平成30年4月1日	7,500,000	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	名張市在宅医療支援センターの事業運営業務 在宅医療・介護連携推進事業に関する業務等	
				朝日町				100.00%			～				
				地内											

NO.	種別	所管	件名	場所	契約の相手方		随意契約理由 ・地方自治法施行令適用条項 ・具体的理由	予定価格	当初契約日	当初 契約金額	当初期間			工事等の概要
					商号又は名称	住所		落札率	変更契約日	変更後 契約金額	変更後期間			変更理由・変更概要
60	福祉・介護 サービス	福祉子ども部 地域包括支援セン ター	生活支援コーディネーター事業委 託	名張市	社会福祉法人名張市 社会福祉協議会	名張市丸之内79番 地	・地方自治法施行令第167条の2 第1号第2項 ・全市的な生活支援・介護予防 サービスのコーディネート等に関する 事業及び日常生活支援の担い 手となるボランティア等の養成事業 を行うものであり、専門的業務及び 人材において「社会福祉法人名張 市社会福祉協議会」以外では実施 することができない。	3,000,000	平成30年4月1日	3,000,000	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	生活支援・介護予防サービスのコーディネート 等に関する事業及び日常生活支援の担い手と なるボランティア等の養成事業
				地内				100.00%				～		
61	研修・指導	福祉子ども部 健康・子育て支援室	平成30年度生活習慣病予防重点 プロジェクト特定健診受診率向上 事業業務委託	津市	国立大学法人三重大 学	津市栗真町屋町 1577	・地方自治法施行令第167条の2第 1項第2号 ・県内の事情に精通し、生活習慣 病についての研究実績が豊富である ため	6,000,000	平成30年4月1日	6,000,000	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	高血圧、腎臓病等生活習慣病に関する疾病、 治療、予防に関する市民公開講座の開催 等
				栗真町屋町 外 地内				100.00%				～		
62	その他事業業 務	福祉子ども部 健康・子育て支援室	平成30年度名張市地域子育て支 援センター事業委託	名張市	医療法人つくし	名張市桔梗が丘5番 町2街区48番地	・地方自治法施行令第167条の2第 1項第2号 ・保育士・看護師を配置した相談体 制が整っており、かつ一般社団法 人名賀医師会の推薦を受けている ため	3,570,000	平成30年4月1日	3,570,000	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	保健相談に重点を置いた保育士及び看護師に よる電話相談事業や各種子育て支援事業の実 施
				桔梗が丘5番町 2街区48番地 地内				100.00%				～		
63	健康診断業 務	福祉子ども部 健康・子育て支援室	平成30年度健康増進法に基づくが ん検診委託	名張市	一般社団法人名賀医 師会	名張市朝日町1361 番地4	・地方自治法施行令第167条の2第 1項第2号 ・一般社団法人名賀医師会と契約 することにより、市内各医療機関で 同じ内容のがん検診の実施が可能 となるため	51,369,960	平成30年4月1日	51,369,960	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	がん検診委託
				朝日町1361番 地4外 地内				100.00%				～		
64	健康診断業 務	福祉子ども部 健康・子育て支援室	平成30年度名張市定期予防接種 委託(単価契約)	名張市	一般社団法人名賀医 師会	名張市朝日町1361 番地4	・地方自治法施行令第167条の2第 1項第2号 ・一般社団法人名賀医師会と契約 することにより、効率的に予防接種 を実施することができるため。	239,994,376	平成30年4月1日	239,994,376	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	定期予防接種委託
				朝日町1361番 地4外 地内				100.00%				～		
65	健康診断業 務	福祉子ども部 健康・子育て支援室	平成30年度健康増進法に基づく歯 周疾患検診事業委託	名張市内の	一般社団法人伊賀歯 科医師会	伊賀市上野中町 2973番地1	・地方自治法施行令第167条の2第 1項第2号 ・一般社団法人伊賀歯科医師会と 契約することにより、市内各医療機 関で同じ内容の歯周疾患検診の 実施が可能となるため	3,500,000	平成30年4月1日	3,500,000	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	歯周疾患検診業務委託
				歯科医療機関 地内				100.00%				～		
66	健康診断業 務	福祉子ども部 健康・子育て支援室	平成30年度 名張市集団がん検診 (A日程)業務委託	名張市	医療法人健康支援三 恵三恵診療所	奈良県北葛城郡河 合町広瀬台3丁目8 番3	・地方自治法施行令第167条の2第 1項第2号 ・がん検診に必要な医療機器を所 有し、この機器を取り扱う人員の配 置が可能であるため	18,334,200	平成30年6月8日	18,334,200	平成30年6月8日	～	平成31年3月31日	集団がん検診業務委託
				鴻之台1番町1 番地外 地内				100.00%				～		
67	健康診断業 務	福祉子ども部 健康・子育て支援室	平成30年度 名張市集団がん検診 (B日程)業務委託	名張市	公益財団法人三重県 健康管理事業センター	津市観音寺町字東 浦446－30	・地方自治法施行令第167条の2第 1項第2号 ・がん検診に必要な医療機器を所 有し、この機器を取り扱う人員の配 置が可能であるため	24,359,400	平成30年8月1日	24,359,400	平成30年8月1日	～	平成31年3月31日	集団がん検診業務委託
				鴻之台1番町1 番地外 地内				100.00%				～		
68	健康診断業 務	福祉子ども部 健康・子育て支援室	名張市集団がん検診(C日程)業務 委託	名張市	一般財団法人滋賀保 健研究センター	伊賀市服部町341-1	・地方自治法施行令第167条の2第 1項第2号 ・がん検診に必要な医療機器を所 有し、この機器を取り扱う人員の配 置が可能であるため	8,025,806	平成30年11月15日	8,025,806	平成30年11月15日	～	平成31年3月31日	単価契約 市役所及び武道交流館いきいきにおいて集団 がん検診(肺がん検診、胃がん検診、大腸がん 検診、乳がん検診及び子宮頸がん検診)を実 施
				鴻之台 地内				100.00%				～		

随意契約(随意契約の変更契約含む): 予定価格250万円を超えるもの]

単位: 円(税込)

NO.	種別	所管	件名	場所	契約の相手方		随意契約理由	予定価格	当初契約日	当初 契約金額 変更後 契約金額	当初期間			工事等の概要	
					商号又は名称	住所	・地方自治法施行令適用条項 ・具体的理由	落札率	変更契約日	変更後期間			変更理由・変更概要		
69	施設運営・管理	福祉子ども部 子ども家庭室	名張市放課後児童健全育成事業 委託（桔梗が丘小学校区1）	名張市 桔梗が丘3番町	桔梗が丘小学校区放 課後児童クラブ運営委 員会	名張市桔梗が丘3番 町2街区67番地	・地方自治法施行令第167条の2第 1項第2号 ・市の実施要綱に基づき、小学校 区に組織された運営委員会へ業務 を委託	3,492,502	平成30年4月1日	3,492,502	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	放課後児童クラブの運営業務 ※当初契約額は、単価契約による年間見込額	
				地内				100.00%				～			
70	施設運営・管理	福祉子ども部 子ども家庭室	名張市放課後児童健全育成事業 委託（桔梗が丘小学校区2）	名張市 桔梗が丘3番町	桔梗が丘小学校区放 課後児童クラブ運営委 員会	名張市桔梗が丘3番 町2街区67番地	・地方自治法施行令第167条の2第 1項第2号 ・市の実施要綱に基づき、小学校 区に組織された運営委員会へ業務 を委託	2,727,518	平成30年4月1日	2,727,518	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	放課後児童クラブの運営業務 ※当初契約額は、単価契約による年間見込額	
				地内				100.00%				～			
71	施設運営・管理	福祉子ども部 子ども家庭室	名張市放課後児童健全育成事業 委託（梅が丘小学校区）	名張市 梅が丘北2番町	梅が丘小学校区放課 後児童クラブ運営委員 会	名張市梅が丘北2番 町272番地	・地方自治法施行令第167条の2第 1項第2号 ・市の実施要綱に基づき、小学校 区に組織された運営委員会へ業務 を委託	2,745,884	平成30年4月1日	2,745,884	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	放課後児童クラブの運営業務 ※当初契約額は、単価契約による年間見込額	
				地内				100.00%				～			
72	施設運営・管理	福祉子ども部 子ども家庭室	名張市放課後児童健全育成事業 委託（梅が丘小学校区2）	名張市 梅が丘北2番町	梅が丘小学校区放課 後児童クラブ運営委員 会	名張市梅が丘北2番 町272番地	・地方自治法施行令第167条の2第 1項第2号 ・市の実施要綱に基づき、小学校 区に組織された運営委員会へ業務 を委託	2,850,111	平成30年4月1日	2,850,111	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	放課後児童クラブの運営業務 ※当初契約額は、単価契約による年間見込額	
				地内				100.00%				～			
73	施設運営・管理	福祉子ども部 子ども家庭室	名張市放課後児童健全育成事業 委託（桔梗が丘東小学校区）	名張市 桔梗が丘7番町	桔梗が丘東小学校区 放課後児童クラブ運営 委員会	名張市桔梗が丘7番 町1街区86番地	・地方自治法施行令第167条の2第 1項第2号 ・市の実施要綱に基づき、小学校 区に組織された運営委員会へ業務 を委託	3,210,670	平成30年4月1日	3,210,670	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	放課後児童クラブの運営業務 ※当初契約額は、単価契約による年間見込額	
				地内				100.00%				～			
74	施設運営・管理	福祉子ども部 子ども家庭室	名張市放課後児童健全育成事業 委託（箕曲小学校区）	名張市 夏見	箕曲小学校区放課後 児童クラブ運営委員会	名張市夏見351番地	・地方自治法施行令第167条の2第 1項第2号 ・市の実施要綱に基づき、小学校 区に組織された運営委員会へ業務 を委託	2,799,675	平成30年4月1日	2,799,675	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	放課後児童クラブの運営業務 ※当初契約額は、単価契約による年間見込額	
				地内				100.00%				～			
75	施設運営・管理	福祉子ども部 子ども家庭室	名張市放課後児童健全育成事業 委託（つつじが丘小学校区）	名張市 つつじが丘北3番町	つつじが丘小学校区放 課後児童クラブ運営委 員会	名張市つつじが丘 北3番町5番地	・地方自治法施行令第167条の2第 1項第2号 ・市の実施要綱に基づき、小学校 区に組織された運営委員会へ業務 を委託	2,803,153	平成30年4月1日	2,803,153	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	放課後児童クラブの運営業務 ※当初契約額は、単価契約による年間見込額	
				地内				100.00%				～			
76	施設運営・管理	福祉子ども部 子ども家庭室	名張市放課後児童健全育成事業 委託（百合が丘小学校区1）	名張市 百合が丘東9番町	百合が丘小学校区放 課後児童クラブ運営委 員会	名張市百合が丘東9 番町1番地	・地方自治法施行令第167条の2第 1項第2号 ・市の実施要綱に基づき、小学校 区に組織された運営委員会へ業務 を委託	4,256,092	平成30年4月1日	4,256,092	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	放課後児童クラブの運営業務 ※当初契約額は、単価契約による年間見込額	
				地内				100.00%				～			
77	施設運営・管理	福祉子ども部 子ども家庭室	名張市放課後児童健全育成事業 委託（百合が丘小学校区2）	名張市 百合が丘東9番町	百合が丘小学校区放 課後児童クラブ運営委 員会	名張市百合が丘東9 番町1番地	・地方自治法施行令第167条の2第 1項第2号 ・市の実施要綱に基づき、小学校 区に組織された運営委員会へ業務 を委託	2,894,685	平成30年4月1日	2,894,685	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	放課後児童クラブの運営業務 ※当初契約額は、単価契約による年間見込額	
				地内				100.00%				～			
78	施設運営・管理	福祉子ども部 子ども家庭室	名張市放課後児童健全育成事業 委託（桔梗が丘南小学校区）	名張市 桔梗が丘5番町	桔梗が丘南小学校区 放課後児童クラブ運営 委員会	名張市桔梗が丘5 番町12街区38番地	・地方自治法施行令第167条の2第 1項第2号 ・市の実施要綱に基づき、小学校 区に組織された運営委員会へ業務 を委託	3,152,571	平成30年4月1日	3,152,571	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	放課後児童クラブの運営業務 ※当初契約額は、単価契約による年間見込額	
				地内				100.00%				～			
79	施設運営・管理	福祉子ども部 子ども家庭室	名張市放課後児童健全育成事業 委託（名張小学校区1）	名張市 丸之内	名張小学校区放課後 児童クラブ運営委員会	名張市丸之内55番 地	・地方自治法施行令第167条の2第 1項第2号 ・市の実施要綱に基づき、小学校 区に組織された運営委員会へ業務 を委託	4,757,223	平成30年4月1日	4,757,223	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	放課後児童クラブの運営業務 ※当初契約額は、単価契約による年間見込額	
				地内				100.00%				～			
80	施設運営・管理	福祉子ども部 子ども家庭室	名張市放課後児童健全育成事業 委託（名張小学校区3）	名張市 丸之内	名張小学校区放課後 児童クラブ運営委員会	名張市丸之内55番 地	・地方自治法施行令第167条の2第 1項第2号 ・市の実施要綱に基づき、小学校 区に組織された運営委員会へ業務 を委託	3,088,355	平成30年4月1日	3,088,355	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	放課後児童クラブの運営業務 ※当初契約額は、単価契約による年間見込額	
				地内				100.00%				～			
81	施設運営・管理	福祉子ども部 子ども家庭室	名張市放課後児童健全育成事業 委託（蔵持小学校区）	名張市 蔵持町原出	蔵持小学校区放課後 児童クラブ運営委員会	名張市蔵持町原出 338番地	・地方自治法施行令第167条の2第 1項第2号 ・市の実施要綱に基づき、小学校 区に組織された運営委員会へ業務 を委託	3,026,074	平成30年4月1日	3,026,074	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	放課後児童クラブの運営業務 ※当初契約額は、単価契約による年間見込額	
				地内				100.00%				～			

NO.	種別	所管	件名	場所	契約の相手方		随意契約理由 ・地方自治法施行令適用条項 ・具体的理由	予定価格	当初契約日	当初 契約金額 変更後 契約金額	当初期間			工事等の概要
					商号又は名称	住所		落札率	変更契約日	変更後期間			変更理由・変更概要	
82	施設運営・管理	福祉子ども部 子ども家庭室	名張市放課後児童健全育成事業 委託(美旗小学校区1)	名張市	美旗小学校区放課後 児童クラブ運営委員会	名張市新田117番地 2	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・市の実施要綱に基づき、小学校区に組織された運営委員会へ業務を委託	2,569,640	平成30年4月1日	2,569,640	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	放課後児童クラブの運営業務 ※当初契約額は、単価契約による年間見込額
				地内 名張市				100.00%			～			
83	施設運営・管理	福祉子ども部 子ども家庭室	名張市放課後児童健全育成事業 委託(美旗小学校区2)	名張市	美旗小学校区放課後 児童クラブ運営委員会	名張市新田117番地 3	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・市の実施要綱に基づき、小学校区に組織された運営委員会へ業務を委託	2,892,670	平成30年4月1日	2,892,670	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	放課後児童クラブの運営業務 ※当初契約額は、単価契約による年間見込額
				地内 名張市				100.00%			～			
84	施設運営・管理	福祉子ども部 子ども家庭室	名張市放課後児童健全育成事業 委託(比奈知小学校区)	名張市	比奈知小学校区放課 後児童クラブ運営委員 会	名張市下比奈知 1422番地	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・市の実施要綱に基づき、小学校区に組織された運営委員会へ業務を委託	3,043,126	平成30年4月1日	3,043,126	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	放課後児童クラブの運営業務 ※当初契約額は、単価契約による年間見込額
				地内 名張市				100.00%			～			
85	施設運営・管理	福祉子ども部 子ども家庭室	名張市放課後児童健全育成事業 委託(錦生赤目小学校区)	名張市	錦生赤目小学校区放 課後児童クラブ運営委 員会	名張市赤目町檀116 番地	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・市の実施要綱に基づき、小学校区に組織された運営委員会へ業務を委託	3,664,752	平成30年4月1日	3,664,752	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	放課後児童クラブの運営業務 ※当初契約額は、単価契約による年間見込額
				地内 名張市				100.00%			～			
86	その他事務事業	福祉子ども部 子ども家庭室	名張市ひとり親家庭学習支援ボラ ンティア事業業務委託	名張市	名張地区まちづくり推 進協議会	名張市上八町1321 番地1	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・学習支援ボランティアとして市内で活動している団体が他になく、これまで実施した実績を持ち、実施可能な団体であるため	2,999,600	平成30年5月1日	2,999,600	平成30年5月1日	～	平成31年3月31日	ひとり親家庭の小中学生を対象に、ボランティアが学習支援等を実施する事業
				地内 名張市				100.00%			～			
87	施設運営・管理	福祉子ども部 保育幼稚園室	家庭的保育事業(ぞうさん)	名張市	(施設名)家庭的保育 【ぞうさん】 (保育者)玉川真知子	(施設住所)名張市 丸之内55-5	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・家庭的保育事業は、家庭的保育事業ガイドラインに沿った基礎研修をすべて修了し、認定を受けたものと委託契約を結ぶ	7,580,000	平成30年4月1日	7,580,000	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	家庭的保育運営業務
				地内 名張市				100.00%			～			
88	施設運営・管理	福祉子ども部 保育幼稚園室	家庭的保育事業(HOPPE)	名張市	(施設名)家庭的保育 【Hoppe】 (保育者)坂本由里子	(施設住所)名張市 桔梗が丘3-4-41-46	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(家庭的保育事業は、家庭的保育事業ガイドラインに沿った基礎研修をすべて修了し、認定を受けたものと委託契約を結ぶ	8,822,000	平成30年4月1日	8,822,000	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	家庭的保育運営業務
				地内 名張市				100.00%			～			
89	施設運営・管理	福祉子ども部 保育幼稚園室	家庭的保育事業(くれよん)	名張市	(施設名)家庭的保育 【くれよん】 (保育者)中原由貴	(施設住所)名張市 桔梗が丘西1-148	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(家庭的保育事業は、家庭的保育事業ガイドラインに沿った基礎研修をすべて修了し、認定を受けたものと委託契約を結ぶ	8,734,000	平成30年4月1日	8,734,000	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	家庭的保育運営業務
				地内 名張市				100.00%			～			
90	施設運営・管理	福祉子ども部 保育幼稚園室	名張市病児・病後児保育事業委託 (グリーンズウオード)	名張市	医療法人グリーンズ ウオード	名張市希央台4番町 2番地	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・病児・病後児保育事業を適切に実施できる職員配置が可能で、疾患の状態に応じ静養や隔離できる保育室棟の設備がある実施施設は、医療法人グリーンズウオード「みらいのこどもクリニック病児保育室」のみ	8,773,000	平成30年4月1日	8,773,000	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	病児病後児保育運営業務
				地内 名張市				100.00%			～			
91	施設運営・管理	福祉子ども部 保育幼稚園室	名張市マイ保育ステーション事業 委託(昭和)	名張市	社会福祉法人名張市 社会福祉協議会	名張市丸之内79番 地	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・利用者への支援の継続の観点から、事業の実施園である昭和保育園を運営している名張市社会福祉協議会へ委託	4,200,000	平成30年4月1日	4,200,000	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	マイ保育ステーション運営業務
				地内 名張市				100.00%			～			
92	施設運営・管理	福祉子ども部 保育幼稚園室	名張市マイ保育ステーション事業 委託(みはた虹の丘)	名張市	社会福祉法人名張育 成会	名張市新田1005番 地	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(利用者への支援の継続の観点から、事業の実施園であるみはた虹の丘保育園を運営している名張育成会へ委託)	4,200,000	平成30年4月1日	4,200,000	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	マイ保育ステーション運営業務
				地内 名張市				100.00%			～			

NO.	種別	所管	件名	場所	契約の相手方		随意契約理由 ・地方自治法施行令適用条項 ・具体的理由	予定価格	当初契約日	当初 契約金額 変更後 契約金額	当初期間			工事等の概要
					商号又は名称	住所		落札率	変更契約日	変更後期間			変更理由・変更概要	
93	研修・指導	福祉子ども部 子ども発達支援センター	名張市個別乳幼児特別支援事業	名張市	社会福祉法人名張育成会	名張市美旗中村2326番地	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・事業実施には専門的知識が不可欠であるため専門職員を有する児童発達支援センターを運営する社会福祉法人に業務委託をする。	2,500,000	平成30年4月1日	2,500,000	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	・対象児の支援計画の作成やモニタリングなどは特に専門的な知識を必要とするため、言語聴覚士、理学療法士等の専門職員を有する児童発達支援センターどれみに事業の一部を業務委託する。
				地内 名張市				百合が丘	100.00%			～		
94	研修・指導	福祉子ども部 子ども発達支援センター	名張市障害者相談支援事業	名張市	社会福祉法人名張育成会	名張市美旗中村2326番地	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・事業実施には専門的知識が不可欠であるため専門職員を有する児童発達支援センターを運営する社会福祉法人に業務委託をする。	5,000,000	平成30年4月1日	5,000,000	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	・発達に心配のある子どもの家族からの相談に、より専門的な助言や情報提供するため、言語聴覚士等専門職員を有する児童発達支援センターどれみに業務委託する。
				地内 名張市				百合が丘	100.00%			～		
95	研修・指導	福祉子ども部 子ども発達支援センター	名張市障害児地域支援事業	名張市	社会福祉法人名張育成会	名張市美旗中村2326番地	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・事業実施には専門的知識が不可欠であるため専門職員を有する児童発達支援センターを運営する社会福祉法人に業務委託をする。	11,000,000	平成30年4月1日	11,000,000	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	・発達に心配のある子どもの家族へのより専門的な相談や発達障害児とその家族同士の交流や憩いの場所を提供するため、言語聴覚士等の専門職員を有する児童発達支援センターどれみに業務委託する。
				地内 名張市				百合が丘	100.00%			～		
96	建築一般	産業部 観光交流室	赤目四十八滝チャレンジステーション整備工事実施設計業務委託	名張市	アトリエ73	名張市桔梗が丘3番町4街区41ー62	・地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 ・国からの内示を受け、10月初旬には工事着工を行うために5月初旬には設計業務を開始する必要性があったことから	4,223,880	平成30年5月2日	3,240,000	平成30年5月2日	～	平成30年8月31日	調理棟、便所、管理等・研修棟などの改修工一式、また宿泊棟4棟の新築工一式の設計委託
				地内 名張市				赤目町長坂	76.71%	平成30年8月7日	3,620,160		～	平成30年9月14日
97	地図作成	産業部 農林資源室	名張地区ため池ハザードマップ作成業務委託	名張市	三重県土地改良事業団体連合会	津市広明町330番地	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・以前に受注した業務と同じ業務であり、作成基準とため池の知識を有するため	4,979,880	平成30年11月9日	4,968,000	平成30年11月9日	～	平成31年3月25日	ため池ハザードマップ作成10箇所
				地内 名張市				夏見	99.76%	平成31年2月18日	5,000,400		～	
98	農業土木	産業部 農林資源室	三ヶ村井堰 事業計画策定業務委託	名張市	三重県土地改良事業団体連合会	津市広明町330番地	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・概算費用算定に必要な標準積算システムを有しており、三重県下で同様の事業計画策定の実績が多く、知識・経験が豊富であるため	9,998,640	平成30年8月28日	9,828,000	平成30年8月28日	～	平成31年3月15日	事業計画策定業務 一式
				地内 名張市				夏見	98.29%	平成31年3月13日	10,000,800		～	平成31年3月25日
99	建築一般	産業部 観光交流室	赤目四十八滝チャレンジステーション整備工事実施設計業務委託	名張市	アトリエ73	名張市桔梗が丘3番町4街区41ー62	・地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 ・国からの内示を受け、10月初旬には工事着工を行うために5月初旬には設計業務を開始する必要性があったため。	4,223,880	平成30年5月2日	3,240,000	平成30年5月2日	～	平成30年8月31日	調理棟、便所、管理等・研修棟などの改修工一式、また宿泊棟4棟の新築工一式の設計委託
				地内 名張市				赤目町長坂	76.71%	平成30年8月7日	3,620,160		～	平成30年9月14日
100	地図作成	産業部 農林資源室	名張地区ため池ハザードマップ作成業務委託	名張市	三重県土地改良事業団体連合会	津市広明町330番地	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・以前に受注した業務と同じ業務であり、作成基準とため池の知識を有する為	4,979,880	平成30年11月9日	4,968,000	平成30年11月9日	～	平成31年3月25日	ため池ハザードマップ作成10箇所
				地内 名張市				赤目町長坂	99.76%				～	
101	委託	産業部 観光交流室	ケーブルテレビ放送及び無線LAN環境構築業務委託	名張市	株式会社アドバンスコープ	名張市箕曲中村18番地2	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・ケーブルテレビ等の専用線を所有、管理していることが必要であり、そのため市内では下記事業者以外にはないため。	2,560,000	平成31年1月31日	2,560,000	平成31年1月31日		平成31年3月15日	光ケーブルを設置し、施設内にケーブルテレビ放送及び無線LAN環境を構築
				地内 名張市				赤目町長坂	100.00%					
102	都市計画及び地方計画	都市整備部 都市計画室	平成30年度名張市都市計画基礎調査業務委託	名張市	株式会社バスコ三重支店	津市栄町3丁目222番地	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・本業務の成果は三重県都市計画基礎調査の結果と整合性をもった内容である必要があり、三重県都市計画基礎調査業務は株式会社バスコ三重支店が受託しており、本業務についても同社による一貫性のある調査及び分析が必要となるため。	7,081,560	平成30年7月17日	6,696,000	平成30年7月17日	～	平成31年3月22日	都市計画法第6条に基づき、現況及び将来の見通しを調査し、今後の都市計画施策を行うための基礎資料をデジタルデータにて整備することを目的とする。併せて、本業務で得られた成果及び三重県より提供される建物現況調査結果を利用し、現行土地利用・建物利用現況の問題点を抽出し、今後のまちづくり検討に活用できる資料のとりまとめを行う。
				全域 地内					94.56%				～	

NO.	種別	所管	件名	場所	契約の相手方		随意契約理由 ・地方自治法施行令適用条項 ・具体的理由	予定価格	当初契約日	当初 契約金額 変更後 契約金額	当初期間			工事等の概要
					商号又は名称	住所		落札率	変更契約日	変更後期間			変更理由・変更概要	
103	土木関係コン サルタント(道 路)	都市整備部 都市計画室	平成30年度名張市指定道路台帳 更新及びホームページ公開業務委 託	名張市	株式会社パスコ三重支 店	津市栄町3丁目222 番地	・地方自治法施行令第167条の2第 1項第2号 ・本業務における指定道路台帳整 備においては、適正な情報管理を 行う上で、年度更新作業、過年度 の成果におけるシステムデータの 利用を行う必要がある。このことか ら、システムの開発者であり、業務 内容を熟知している当該事業者を 選定した。	2,840,400	平成30年11月27日	2,646,000	平成30年11月27日	～	平成31年3月31日	・計画準備 ・資料収集整理 ・道路更新 ・指定道路データ修正 ・開発許可追加 ・43条但書データ追加 ・道路相談記録スキャンニング ・建築計画概要書ファイリング ・公開用路線データ加工 ・公開用路線網図データ作成 ・指定道路調査支援システムデータ更新 ・公開用指定道路図出力 ・公開用ホームページ作成
				地内				93.16%				～		
104	土木関係コン サルタント(道 路)	都市整備部 都市計画室	平成30年度名張市指定道路台帳 更新及びホームページ公開業務委 託	名張市	公益財団法人三重県 建設技術センター	津市島崎町56番地	・地方自治法施行令第167条の2第 1項第6号 ・当該業者は、三重県内で唯一「公 共工事発注者支援機構」に認定さ れており、発注者として不足してい る技術力や人員体制を補完できる 支援機関であることから、発注者 の代理人あるいは補助者として発 注者の利益の確保が期待できるた め。	14,128,560	平成30年10月17日	12,714,840	平成30年10月17日	～	平成31年3月15日	修正設計：N＝1式 路線測量：L＝0.47km
				地内				89.99%				～		
105	運送・運搬	都市整備部 都市計画室	市街地循環型コミュニティバス運行 業務委託	名張市内	三重交通株式会社	津市中央1番1号	・地方自治法施行令第167条の2第 1項第2号 ・当該コミュニティバスの運行経路 の約4割は三重交通の運行するバ ス路線と重複するため、路線区域 及び停留所等相互の整合を図るこ とができる。また、近畿日本鉄道所 有地である名張駅西口駅前広場 への乗り入れについて、三重交通 が近畿日本鉄道と契約を交わして いることから、それ以外の者に当 該業務を施行させた場合、その遂 行に著しい支障が生じるおそれ がある。	18,213,120	平成30年4月1日	18,208,800	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	市街地循環型コミュニティバス「ナッキー号」の 運行業務委託 ・旅客の安全輸送とサービス向上を含む適正な 運行、乗降客数の把握、運賃の徴収、車両とバ ス停の整備等
								99.98%				～		
106	運送・運搬	都市整備部 都市計画室	市街地循環型コミュニティバス運行 業務委託	名張市内	国津コミュニティバス 「あららぎ号」運行協議 会	名張市神屋814番地 4	・地方自治法施行令第167条の2第 1項第2号 ・当該コミュニティバスの運行は、 平成16年度の開始当初から当該 運行協議会に委託しており、既に 14年の請負実績がある。また、当 該運行協議会は利用者のニーズ や地理情報等に精通しており、引 続き旅客の安全や利便性等を確 保していく上で、他の者に等がお業 務を施行させた場合その遂行に著 しい支障が生じるおそれがある。	2,512,000	平成30年4月1日	2,512,000	平成30年4月1日	～	平成31年3月1日	国津コミュニティバス「あららぎ号」の運行業務 委託 ・旅客の安全輸送とサービス向上を含む適正な 運行、乗降客数の把握、運賃の徴収、車両の 管理等
								100.00%				～		
107	土木一式工 事	都市整備部 道路河川室	市道檀青蓮寺線歩道設置工事に 伴う附帯工事	名張市	株式会社ホウワ	名張市箕曲中村91 －1	・地方自治法施行令第167条の2第 1項第6号 ・市道檀青蓮寺線歩道設置工事 (第4期)と密接に関連する附带的 な工事であることから、市道檀青蓮 寺歩道設置工事(第4期)の請負 業者を選定した。	3,188,160	平成30年6月11日	2,856,600	平成30年6月11日	～	平成30年7月31日	土工：掘削～埋戻～残土処分 N＝1式 ブロック積工：A＝33㎡ 舗装工：A＝150㎡
				青蓮寺				89.60%	平成30年7月23日		～	平成30年8月31日	市道檀青蓮寺線舗装工事の工期延長に伴う工期延長。	
				地内						平成30年8月21日	2,933,280	～		地権者の協力が得られたため、車道との分岐 に歩行者の安全を確保するためのガードレー ル工を追加したことによる増額。

NO.	種別	所管	件名	場所	契約の相手方		随意契約理由 ・地方自治法施行令適用条項 ・具体的理由	予定価格	当初契約日	当初 契約金額 変更後 契約金額	当初期間			工事等の概要
					商号又は名称	住所		落札率	変更契約日	変更後期間			変更理由・変更概要	
108	土木一式工 事	都市整備部 道路河川室	市道赤坂夏秋橋線近鉄架道橋下 歩道整備工事	名張市	時基建設有限会社	名張市青蓮寺117 2ー7	・地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 ・早期の供用開始を強く要望されており、早期の工事着手が必要であることから、現場を熟知している業者として隣接する市道赤坂夏秋橋線道路改良工事(第5期)の請負業者を選定した。	5,734,800	平成30年7月31日	5,562,000	平成30年7月31日	～	平成30年9月28日	歩道整備:L=40m、土工:1式、舗装工:A=94㎡、 防草シート:A=290㎡、防護柵工:1式、附帯工:1式、 舗装工:A=36㎡
				蔵持町原出				96.99%	平成30年9月14日		～	平成30年11月30日	近鉄蔵持架道橋補修工事の工期延長に伴う工期延長。	
				地内					平成30年11月16日	5,707,800		～	実施精査による数量変更 ・舗装工(As): A=94㎡ → 125㎡ ・防草シート:A=290㎡→ 213㎡	
109	土木関係コン サルタント(道路)	都市整備部 道路河川室	市道新田南古山線修正設計及び 路線測量業務委託	名張市	公益財団法人三重県 建設技術センター	津市島崎町56番地	・地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 ・当該業者は、三重県内で唯一「公共工事発注者支援機構」に認定されており、発注者として不足している技術力や人員体制を補完できる支援機構(機関)であることから、発注者の代理人あるいは補助者として発注者の利益の確保が期待できるため。	14,128,560	平成30年10月17日	12,714,840	平成30年10月17日	～	平成31年3月15日	修正設計:N=1式 路線測量:L=0.47km
				地内				89.99%				～		
110	施工計画、設備及び積算	都市整備部 維持管理室	台風21号に伴う富貴ヶ丘6番町緑地法面災害復旧設計積算業務委託	名張市	公益財団法人三重県 建設技術センター	津市島崎町56番地	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・左記業者は、県・市町村における建設行政の円滑と効率的な執行を図る補完機関として、技術研修会の実施、建設事業に関する発注者支援・アセットマネジメント・プロポーザル審査支援及び調査・設計、工事監督の受託等を行い、地域の振興発展に寄与することを使命としており、専門的な知識等を含む技術力不足に対応でき、建設行政事務全般に関して、適切な助言、技術援助等を受けることができ、三重県内で唯一、公共工事発注者支援機関として認定を受けている事業者である。	7,772,760	平成30年3月29日	6,998,400	平成30年3月29日	～	平成30年6月29日	現地踏査(斜面崩壊) 1式 斜面復旧工(予備設計) 1箇所 斜面復旧工(詳細設計) 1箇所
				富貴ヶ丘6番町				90.04%	平成30年6月11日	7,138,800		～	平成30年8月30日	本委託期間中に応急復旧により現況に変更が生じたことから現地測量を追加したこと、予備設計を進める中で基礎工検討の必要が無くなったこと、詳細設計をアンカー+法枠工法から盛土現計復旧工法に変更したことによる工期延長と増額
									地内		平成30年7月23日	6,792,120		
111	施設運営・管理	都市整備部 維持管理室	名張市営栄町駐車場運営管理業務委託	名張市	公益社団法人名張市 シルバー人材センター	名張市丸之内79番地	・地方自治法施行令第167条の2第3号 ・高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第2項の規定に該当する団体であって、当該業務にかかる役務の提供が可能で受託実績があることから名張市シルバー人材センターと随意契約により実施する。	2,816,640	平成30年4月1日	2,816,640	平成30年4月1日	～	平成30年9月30日	駐車場運営管理業務 一式 ・駐車場料金の徴収及び納入業務 ・駐車場内の周辺の環境整備業務
				地内				100.00%				～		
110	土木一式工 事	都市整備部 維持管理室	市道南町12号線路側整備工事	名張市	株式会社マルト重建	名張市東町1827番地5	・地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 ・本工事箇所は、路側が崩壊しており通行の危険性があり早急に工事を実施する必要がある。本工事施工箇所内では、下水道建設室が発注した工事が実施されており、他の業者が受注した場合、幅員狭小により工事施工に影響を及ぼし、適切な現場管理、安全管理、工事施工を確保することが出来ない為、競争入札に付することが不利と認められる。上記理由により随意契約により実施する。	3,054,240	平成30年4月2日	2,916,000	平成30年4月2日	～	平成30年6月20日	重力式擁壁工 L=38.5m H=0.7m～1.2m 舗装工 A=74㎡
				南町				95.47%	平成30年6月1日	3,634,200		～	実施精査並びに工事施工後、隣接する地権者より工作をするにあたり、別の地権者が散布した除草剤が含まれている発生土での埋戻をしないよう要望があり、購入土での埋戻に変更したことによる増額。土中にコンクリート舗装(スラブ)が埋設されていたこと、起点側手前の未舗装部の舗装工事を追加したことによる増額。	
				地内										

NO.	種別	所管	件名	場所	契約の相手方		随意契約理由 ・地方自治法施行令適用条項 ・具体的理由	予定価格	当初契約日	当初 契約金額	当初期間			工事等の概要
					商号又は名称	住所		落札率	変更契約日	変更後 契約金額	変更後期間			変更理由・変更概要
112	ほ装工事	都市整備部 維持管理室	市道松尾兼前線舗装補修工事	名張市	スガコー建設株式会社	名張市夏見2270番地1	・地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 ・本体工事箇所は、下水道建設室による集落排水事業を行っている箇所である。集落排水事業の舗装復旧と併せて施工することにより、工期が短縮できること、また交通誘導員及び舗装版切断等における費用が軽減され安価に施工できる見込みである。 以上の理由により工期の短縮、経費の削減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められるので、下水道工事の受注者である者と随意契約により実施する。	5,442,120	平成30年5月1日	5,292,000	平成30年5月1日	～	平成30年6月29日	表層工 再生密粒度As(13) t=5cm A=900㎡ 区画線工 一式
				下比奈知				97.24%	平成30年6月19日	6,658,200		～		舗装補修箇所追加による増額変更 表層工 再生密粒度As(13) t=5cm A=889㎡ 表層工 再生密粒度As(13) t=3cm A=165㎡ 区画線工 一式
113	屋外清掃	都市整備部 維持管理室	市道桔梗が丘61号線外除草作業委託	名張市	公益社団法人名張市 シルバー人材センター	名張市丸之内79番地	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号 ・高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第2項の規定に該当する団体であるため	8,166,960	平成30年6月1日	8,013,600	平成30年6月1日	～	平成31年1月31日	除草工 道路除草工 169,603㎡ 除草箇所数 63箇所 除草工 買収済用地除草工 14,926㎡ 除草箇所数 29箇所
				地内				98.12%	平成31年1月22日	7,514,640		～		地元要望により範囲を延長及び除草回数が増える変更
114	土木一式工事	都市整備部 維持管理室	29年災 第549号 市道鹿高1号線災害復旧工事に伴う付帯工事	名張市	ワイズ	名張市下比奈知1117	・地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 ・本工事は、本体工事である災害復旧工事に密接に関連する付帯的な工事であり、工期及び通行止期間の短縮、経費の節減、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められるため、本体工事施工業者と随意契約する。	4,934,520	平成30年6月5日	4,359,960	平成30年6月5日	～	平成30年8月31日	・本工事は、29年災 第549号 市道鹿高1号線災害復旧工事に関連する付帯工事である。本路線は名阪国道へのアクセス道として、また奈良県宇陀市深野地区から名張市街地へ向かう唯一の生活主要道路である為、上記の災害復旧工事に伴う当該路線の交通規制(通行止)について深野地区から早期の通行開放が求められていることから、本工事により工事車両用の仮設道路(落石防護を兼ねる)を設けることで施工性が向上し、交通規制(通行止)期間の短縮が行える。 ・仮設工 L=48.5m ・伐採工 N=3本 ・抜根工 N=3本
				地内				88.36%	平成30年7月17日	5,657,040		～		本体工事のコンクリート吹付面積増加に伴い、当初計画していた仮設ヤードでは資材の仮置きが困難となったことから、十分なスペースを確保するため仮設ヤードの再検討を行った。このため新たに支障木が発生し、伐採・抜根が必要となったこと、大型土のうの戸数が増加したこと、また実施精査による増額。 ・仮設工 L=48.5m ・伐採工 N=16本 ・抜根工 N=8本
115	土木一式工事	都市整備部 維持管理室	市道滝之原新田線災害復旧工事	名張市	株式会社ホウワ	名張市箕曲中村91-1	・地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 ・本工事で施工する構造物は、本体工事の構造物と一体になることから、施工性及び工事日程の調整等から勘案し、工期及び通行止期間の短縮、経費の縮減、工事の安全・円滑かつ適正な施工を確保する上で有利と認められるため、本体工事請負業者と随意契約する。	3,202,200	平成30年6月8日	2,811,240	平成30年6月8日	～	平成30年7月31日	・本工事は、29年災 第546号 市道滝之原新田線災害復旧工事に関連する工事である。本路線はすずらん台から美旗駅及び市街地へ通勤通学に使用する生活主要道路、及び国道165号線から美旗地域の商工業事業所へのアクセス道路であり、交通規制の早期解除が求められている。 ・現場吹付法砕工 A=70㎡
				下小波田				87.79%				～		
				地内										

NO.	種別	所管	件名	場所	契約の相手方		随意契約理由 ・地方自治法施行令適用条項 ・具体的理由	予定価格	当初契約日	当初 契約金額 変更後 契約金額	当初期間			工事等の概要
					商号又は名称	住所		落札率	変更契約日	変更後期間			変更理由・変更概要	
116	測量一般	都市整備部 維持管理室	柏原橋外2橋補修設計積算業務委託	名張市 赤目町柏原外	公益財団法人三重県 建築技術センター	津市島崎町56番地	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・左記業者は、公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき、中部地方整備局と中部4県2政令市で構成する「施工体制の確保に関する推進協議会」において、三重県内で唯一、公共工事発注者支援機関に認定されており、発注者として不足している技術力や人員体制を補完できる。また、当該業者は、左記業者が平成25年度に計画策定した「橋梁長寿命化修繕計画」で現地調査を行った橋梁が対象で、現地の習熟において特に有利であると考えられる。	4,862,160	平成30年7月6日	4,374,000	平成30年7月6日	～	平成30年12月28日	橋梁詳細設計積算業務 3橋
				地内				89.96%				～		
117	土木一式工事	都市整備部 維持管理室	29年災 第414号 市道夏見青蓮寺線災害復旧工事に伴う付帯工事	名張市 夏見	株式会社ライフ	名張市夏秋590番地	・地方自治法施行令第167条の2第1項第5号、第6号 ・本工事は、施行中の「29年災 第414号 市道夏見青蓮寺線災害復旧工事」に密接に関連することから、当該工事の施工者と随意契約することにより、仮設備が使用でき安全・円滑な施工が確保され、さらに合算経費により経費を削減できる。	5,186,160	平成30年10月5日	4,615,920	平成30年10月5日	～	平成30年12月28日	・本工事は、施工中の「29年災 第414号 市道夏見青蓮寺線災害復旧工事」に関連する付帯工事で、当該工事において台風に伴う強雨や当初予見できない地下水の影響、脆弱な土質状況により掘削面の土砂が崩落した。この影響で当該工事箇所市道の通行止め規制を実施したが、当市道は生活道路であり、交通規制の早期解放をが求められている。本工事により崩土の撤去、板柵を設置し仮モルタル吹付を施すことで、安全性・施工性が向上し工事期間を短縮できる。 ・仮モルタル吹付工 233㎡ ・板柵工 18m ・崩土撤去工 46㎡ ・侵入路設置撤去工用 一式 ・法面工（張芝） 68㎡ ・側溝工（再利用） 4.5m ・ガードレール工（再利用） 11.5m
				地内				89.00%				～		
117	測量一般	都市整備部 維持管理室	道路GIS関連修正業務委託	名張市 全域	株式会社パスコ三重支店	津市栄町3丁目222番地	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・平成26年度に道路台帳をアナログからデジタルに切り替え、平成28年度には都市計画室の指定道路調査支援システムを利用して台帳データの整備を行った。今年度は新規認定路線の台帳整備と、利用者に利便性向上と窓口業務の効率化を図る目的で道路台帳の公開サイトの整備を行う。よって同システムを開発・納入した業者と随意契約により実施する。	4,989,600	平成30年10月9日	4,644,000	平成30年10月9日	～	平成31年3月15日	計画準備 一式 道路データ作成 6.0km 道路台帳調整 1.79km 公開用ホームページ作成 一式 データセットアップ 一式
				地内				93.07%	平成31年3月6日	4,875,120		～		現地踏査により各作業量の精査を行った結果に基づく変更。
118	測量一般	都市整備部 維持管理室	桔梗が丘橋点検業務委託	名張市 桔梗が丘1番町	全日本コンサルタント 株式会社中部支店	四日市市鶉の森1丁目16番11号	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・本業務は、近畿日本鉄道株式会社の軌道に架かる桔梗が丘橋の点検業務委託であり、点検作業においては線路内及び線路近接に点検車両等を据えなければ作業が行えず、この作業を行うにあたり、近畿日本鉄道株式会社の一級元請現場監督者の資格を持った者が在籍する会社以外施工できず、これを有している者が左記業者以外にないため。	7,779,360	平成30年10月17日	6,998,400	平成30年10月17日	～	平成31年3月20日	橋梁点検業務 橋長L=15m以上 N=1橋
				地内				89.96%	平成31年2月20日	6,619,320		～		照査の結果、作業監視員の配置を削除したことによる現額変更。

NO.	種別	所管	件名	場所	契約の相手方		随意契約理由 ・地方自治法施行令適用条項 ・具体的理由	予定価格	当初契約日	当初 契約金額 変更後 契約金額	当初期間			工事等の概要
					商号又は名称	住所		落札率	変更契約日	変更後期間			変更理由・変更概要	
119	測量一般	都市整備部 維持管理室	冷野橋外1橋補修設計積算業務委託	名張市	公益財団法人三重県 建設技術センター	津市島崎町56	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・左記業者は、公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき、中部地方整備局と中部4県2政令市で構成する「施工体制の確保に関する推進協議会」において、三重県内で唯一、公共工事発注者支援機関に認定されており、発注者として不足している技術力や人員体制を補完できる。また、当業務委託は、左記業者が平成25年度に計画策定した「橋梁長寿命化修繕計画」で現地調査を行った橋梁が対象で、現地の習熟において特に有利であると考えられる。	3,665,520	平成31年2月15日	3,331,800	平成31年2月15日	～	平成31年3月20日	橋梁詳細設計積算業務 2橋
				地内				90.90%						
120	清掃	都市整備部 維持管理室	築瀬水路浚渫作業委託	名張市	名張環境事業協業組合	名張市西田原2176-36	「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理等の合理化に関する特別措置法」(以下「合特法」という)は、公共下水道の整備により一般廃棄物処理業が受ける影響への対処は、事業者への経営努力を基本としつつも、下水道の終末処理場によるし尿処理への転換が完了するまでの間もてきせいは廃棄物の処理が行われなければならないことから、市が事業の縮小や廃止を余儀なくされている事業者に対して、合理化事業計画を定めることが出来ることとしている。 名張市は、平成13年2月に、上記「合特法」の趣旨に基づき、事業者に対し、支援措置として代替業務を提供することなどを定めた「合理化協定」を名張環境事業協業組合との間に締結している。 本作業委託については、「合特法」に基づく合理化協定に定める代替業務とすることが適切であるため。	11,880,000	平成31年2月7日	11,016,000	平成31年2月7日	～	平成31年3月15日	浚渫工 ・開渠浚渫 L=2,253m ・暗渠浚渫 L=1,443m ・管渠浚渫 L=206m ・樹浚渫 N=29箇所
				地内				89.96%	平成31年3月1日	11,171,520		～		地元要望並びに暗渠部で土砂堆積箇所が発見されたことにより、柳原町地内の浚渫を追加したことによる増額変更。
121	土地調査	都市整備部 用地対策室	名張④地区外1地区 一筆地調査業務委託	名張市	公益社団法人三重県 公共嘱託登記土地家 屋調査士協会	津市西丸之内21番19号	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・調査地区は公図混乱地域であり、現地調査を正確かつ円滑に実施するために通常の調査に加えて土地家屋調査士のみが閲覧を許される分筆申告書の調査を必要とするため。	5,093,280	平成30年7月2日	5,054,400	平成30年7月2日	～	平成31年3月20日	名張④: E2(調査・杭代) A=0.05km ² A=0.05km ² 名張⑥: E1(調査・説明会) A=0.13km ² A=0.27km ² : E2(調査・杭代) A=0.05km ² A=0.05km ²
				地内				99.24%				～		
122	測量一般	都市整備部 用地対策室	名張④地区外1地区 地籍測量業務委託	名張市	赤井測量設計株式会社 名張営業所	名張市滝之原1050番地	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・平成29年度調査地区の継続事業であり、平成29年度の成果と一体的に網計算を行わなければ地籍調査作業規定準則第71条の次数制限を超過する箇所が発生し、規定の精度を確保できず、認証承認を受けられなくなるため。	7,163,640	平成30年7月4日	6,642,000	平成30年7月4日	～	平成31年3月20日	名張④: FⅠ A=0.05km ² FⅡ-1A=0.05km ² E2(記録) A=0.05km ² FⅡ-2A=0.26km ² 、GA=0.26km ² 名張⑥: F1A=0.05km ² FⅡ-1A=0.05km ² 、E2(記録) A=0.05km ²
				地内				92.72%				～		
123	土地調査	都市整備部 用地対策室	名張⑥地区 一筆地調査業務委託	名張市	公益社団法人三重県 公共嘱託登記土地家 屋調査士協会	津市西丸之内21番19号	・地方自治法施行令第167条の2第1項第8号 ・再度の入札に付したが落札者がいないため、当初の予定価格等の条件を変更せずに随意契約とした。	8,866,800	平成30年8月23日	8,510,400	平成30年8月23日	～	平成31年3月20日	地籍調査(一筆地調査) A=0.30km ²
				地内				95.98%				～		

NO.	種別	所管	件名	場所	契約の相手方		随意契約理由 ・地方自治法施行令適用条項 ・具体的理由	予定価格	当初契約日	当初 契約金額 変更後 契約金額	当初期間			工事等の概要	
					商号又は名称	住所		落札率	変更契約日	変更後期間			変更理由・変更概要		
124	建築一式工 事	都市整備部 営繕住宅室	新町特定空家解体撤去工事	名張市	株式会社大道建設	名張市松崎町1428番地	・地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 ・建築材の飛散防止の緊急安全措置を行っているが、倒壊危険度が進行し道路の通行者への危険性がある為、早急な解体除却が必要である	6,973,560	平成30年6月18日	6,372,000	平成30年6月18日	～	平成30年8月10日	建物及び外構工作物等の解体撤去工事一式 跡地整地及び隣接建物撤去跡補修一式	
				地内				91.37%	平成30年8月8日	6,967,080		～		解体前は目視が出来ない部分が、解体により確認出来たことによる変更	
125	リース・レンタル	上下水道部 水道工務室	上水道管路情報管理システム整備 (賃貸借)	名張市	株式会社ジオフォーラム	津市東丸之内18番14号	・地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 ・上水道管路情報管理システムの開発及び管理者であるため	6,227,280	平成30年4月1日	6,026,400	平成30年4月1日	～	令和5年3月31日	月額100,440円 ・水道施設管理システム(再賃借)・・・1式 ・システム更新・・・1式 ・セットアップ・据付調整及び保守・・・1式	
				地内				96.77%				～			
126	施設運営・管理	上下水道部 水道工務室	水道施設修繕工事等管理業務委託	名張市	名張市上下水道協同組合	名張市下比奈知2873番地10	・地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 ・漏水修理等の事故に迅速に対応できるため	11,923,200	平成30年4月1日	11,880,000	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	漏水等応急対応待機業務・・・通年	
				全域				99.64%				～			
127	施設運営・管理	上下水道部 水道工務室	名張市水道施設維持管理業務委託	名張市	第一環境株式会社中部支店	名古屋市中村区名駅五丁目31番10号	・地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 ・給配水管施設の応急対応や維持管理を迅速に対応するため	11,750,400	平成30年4月1日	11,750,400	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	・給配水管応急対応及び復旧業務・・・通年 ・仕切弁ボックス等保守点検及び工事立会い業務・・・通年	
				地内				100.00%				～			
128	土木一式工 事	上下水道部 水道工務室	(仮称)フェロータウン夏見分譲住宅造成工事に伴う上水道供給工事	名張市	スガコー建設株式会社	名張市夏見2270番地1	・地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号 ・早期に受注者を決定する必要があるため	10,256,760	平成30年8月1日	10,152,000	平成30年8月1日	～	平成30年10月31日	HPPEφ75mm布設 L=169.2m PEφ50mm布設 L=73.0m 給水戸数 26戸	
				夏見				98.98%	平成30年10月23日			～	平成30年12月17日	8月9月の長雨の影響による造成工事の遅れによる工期変更	
									地内	平成30年12月3日	10,330,200		～		仕切弁ボックス調整リング追加等の現場精査による増額
129	土木一式工 事	上下水道部 水道工務室	市道上之出中央公園線φ150mm配水管更新工事	名張市	南建設株式会社	名張市蔵持町原出623番地1	・地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号 ・下水道工事の水道管移設工と仮設配水管を共有することで工事費が安価に見込めるため	3,718,440	平成30年10月31日	3,564,000	平成30年10月31日	～	平成31年3月15日	HPPEφ150mm布設 L=65.0m	
				夏見				95.85%	平成31年3月8日			平成31年5月31日	本工事は、平成30年度()第2号 名1(その12)枝線下水工事(夏見3工区)及び水道管移設工事(以下「下水工事1」と言う)と関連し、同工事区間での施工であり、工程調整及び地元協議等に不測の日数を要したこと、及び、本工事と隣接区域で、平成29年度(繰)第24号 名1(その12)枝線下水工事(夏見4工区)(以下「下水工事2」と言う)が先行して工事を着手しており、交通規制等を検討した結果、本工事及び下水工事1・下水工事2の交通規制を検討した結果、工期内完工が難しくなったことによる工期延長		
130	機電設備等コンサルタント (上水道)	上下水道部 浄水室	百合が丘系電気設備更新工事外監督支援業務委託	名張市	公益財団法人三重県建設技術センター	津市島崎町56番地	・地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 ・公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき、中部地方整備局と中部4県2政令市で構成する「施工体制の確保に関する推進協議会」において、三重県内で唯一、公共工事発注者支援機関に認定されている者に委託するもの。	6,762,960	平成30年4月1日	6,264,000	平成30年4月1日	～	平成31年1月31日	工事管理(電気、機械、計装設備の更新工事：4工事)	
				百合が丘外				92.62%	平成31年1月28日	6,663,600	平成31年1月28日	～		監督支援の対象業務である「百合が丘系電気設備更新工事・機械設備更新工事」の工期延長になったことによる延長と工場検査派遣職員数増加。	
131	屋外清掃	上下水道部 浄水室	場外移設緑地管理及び除草業務委託	名張市	公益社団法人名張市シルバー人材センター	名張市丸之内79番地	・地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号 ・高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第2項の規定に該当する団体であるため	3,116,880	平成30年5月8日	2,851,200	平成30年5月8日	～	平成31年2月28日	機械除草作業：35施設、人力除草作業：17施設、剪定作業：18施設、消毒作業：14施設、施肥作業：7施設	
				地内				91.48%				～			

NO.	種別	所管	件名	場所	契約の相手方		随意契約理由 ・地方自治法施行令適用条項 ・具体的理由	予定価格	当初契約日	当初 契約金額 変更後 契約金額	当初期間			工事等の概要		
					商号又は名称	住所		落札率	変更契約日	変更後期間			変更理由・変更概要			
132	屋外清掃	上下水道部 浄水室	浄水場他緑地管理及び除草業務委託	名張市	公益社団法人名張市 シルバー人材センター	名張市丸之内79番地	・地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号 ・高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第2項の規定に該当する団体であるため	2,589,840	平成30年5月8日	2,354,400	平成30年5月8日	～	平成31年2月28日	富貴ヶ丘浄水場、大屋戸浄水場、大屋戸浄水場取水口周辺及び桜ヶ丘取水所の機械除草等		
				地内				90.91%				～				
133	機械器具設置工事	上下水道部 浄水室	桜ヶ丘取水所2号取水ポンプ電動機修繕	名張市	メタウォーター株式会社 営業本部中日本営業部	名古屋市西区名駅二丁目27番8号	・地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 ・当該機器は、富士電機株式会社が設計施工したものであり、同社もしくは関連会社以外では修繕が出来ないため	4,968,000	平成30年5月28日	4,968,000	平成30年5月28日	～	平成30年7月31日	電動機修繕:1台		
				地内				100.00%				～				
134	電気通信工事	上下水道部 浄水室	百合が丘系電気設備更新に伴う富貴ヶ丘浄水場中央監視制御設備改良工事	名張市	メタウォーター株式会社 営業本部中日本営業部	名古屋市西区名駅二丁目27番8号	・地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号及び第6号 ・当該機器は、富士電機株式会社が設計施工したものであり、同社もしくは関連会社以外では制御設備の改良工事が出来ないため。また、本体工事(百合が丘系電気設備更新工事)の施工業者が左記の業者であるため、同時施工により、経費節減ができるため	18,032,760	平成30年8月7日	17,280,000	平成30年8月7日	～	平成30年12月25日	百合が丘系電気設備更新工事に伴う富貴ヶ丘浄水場中央監視制御設備の機能増設		
				百合が丘				95.83%	平成30年12月6日			～	平成31年1月24日	関連工事である百合が丘系水道施設の電気設備更新工事の工期延長に伴う工期変更		
				地内						平成31年1月18日			平成31年2月22日	関連工事である百合が丘系水道施設の電気設備更新工事の工期延長に伴い、富貴ヶ丘浄水場中央監視設備と百合が丘水道施設遠方監視装置との対向試験が実施出来ないことによる工期延長		
135	機械器具設置工事	上下水道部 浄水室	大屋戸浄水場1号取水ポンプ整備工事	名張市	親和電機工業株式会社	四日市市馳出町3丁目29番地	・地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 ・当該機器は、株式会社西島製作所が設計施工したものであり、同社の関連会社以外に施工することが出来ないため。	3,292,920	平成30年11月19日	3,240,000	平成30年11月19日	～	平成31年3月15日	大屋戸浄水場1号取水ポンプ工場整備		
				大屋戸				98.39%				～				
136	屋外清掃	上下水道部 浄水室	大屋戸浄水場取水施設内部堆積土砂清掃業務委託	名張市	ノダック株式会社中部事業所	岐阜県大垣市新田町4丁目30番地	・地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 ・特殊な潜水作業で、施設の状況等に精通した者以外に施工することが出来ないため。	3,337,200	平成30年12月28日	3,240,000	平成30年12月28日	～	平成31年3月15日	大屋戸浄水場外取水施設内部堆積土砂清掃作業		
				大屋戸外				97.09%				～				
137	土木関係コンサルタント(下水道)	上下水道部 下水道建設室	管渠工事管理業務委託	名張市	公益財団法人三重県建設技術センター	津市島崎町56番地	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき、中部地方整備局と中部4県2政令市で構成する「施工体制の確保に関する推進協議会」において、三重県内で唯一、公共工事発注者支援機関に認定されている者に委託するもの。	6,418,440	平成29年7月27日	6,026,400	平成29年7月27日	～	平成30年3月16日	工事管理(推進工法・開削工法:4工事)		
				南町外				93.89%		平成29年12月1日			～		複数工事を含む管理委託のうち、予定していた工事箇所の年度内発注が見込めないため、本委託から除き、新規工事発注箇所を委託に追加したことに伴う変更。	
										平成30年3月1日			～	平成30年3月30日	委託箇所において、既設埋設物(水道管・ガス管)の移設に伴う地元調整に不測の日数を要したことに伴う、委託期間の延長。	
										平成30年3月19日			～	平成30年6月29日	・委託箇所において、公園施設内での工事着手に伴う施設管理者との協議に不測の日数を要したことや、柵位置の変更に伴い、設計縦断の変更及び材料発注に不測の日数を要したこと、及び、既設埋設物が非常に多く、下水道管渠工事の施工効率が著しく低下し、不測の日数を要したことに伴う工期延長。	
										平成30年6月18日	7,553,520		～	平成30年7月20日	委託対象工事の工期延長に伴い、打合せ回数、工事管理回数が増加したことによる金額の増額。 委託対象工事の工期延長に伴う、委託期間の延長。	
地内																

NO.	種別	所管	件名	場所	契約の相手方		随意契約理由 ・地方自治法施行令適用条項 ・具体的理由	予定価格	当初契約日	当初 契約金額 変更後 契約金額	当初期間			工事等の概要
					商号又は名称	住所		落札率	変更契約日	変更後期間			変更理由・変更概要	
138	土木一式工 事	上下水道部 下水道建設室	名1(その10)枝線下水工事(新町5 工区)その2	名張市	株式会社福山工務店	名張市豊後町251番 地の4	・地方自治法施行令第167条の2第 1項第6号 ・名1(その10)枝線下水工事(新町 5工区)の仮設備が仕様でき、安全・円滑な施工が確保されること と、経費が削減できる。また、河川 占用区域内の工事可能な期間(平成 30年6月14日まで)があり、一般 競争入札に手発注すると制限期間 内完工が見込めないため。	4,574,880	平成30年3月15日	4,033,800	平成30年3月27日	～	平成30年6月14日	開削 管布設工(VU φ150) 57.58m 管防護 (さや管VUφ250) 36.09m
				新町									下水道管布設工事を実施した路線(1697-2、 1697-4、1699-2)の舗装復旧について、本工事 にてコンクリート舗装工を実施する事になったこと に伴う増額変更。	
				地内					88.17%	平成30年5月28日	4,634,280	～		
139	上下水道調 査	上下水道部 下水道建設室	下水道管内調査業務委託	名張市	名張環境事業協業組 合	名張市西田原2176 番地36	・地方自治法施行令第167条の2第 1項第2号 ・本業務の調査方法は、管内の 高圧洗浄を行った後TVカメラを 管内に挿入し調査を行い、管内の 状況をビデオ撮影し記録するもの である。この作業には特殊機材や 特殊技術者及び酸素欠乏危険作 業主任者を必要とし、又、さらに部 分供用箇所・既設管の合流部があ る中で下水道管内を洗浄し汚水の 収集及び運搬が伴う為、汚水の一般 廃棄物収集運搬業の許可が必要 となる。これら一連の作業を行う ことができ、かつ名張市内において 汚水の一般廃棄物収集運搬業の 許可を受けているのは、名張環境 事業協業組合のみであるため。	4,609,440	平成30年3月26日	4,341,600	平成30年3月26日	～	平成30年8月31日	TV調査工 2289.52m 洗浄工 2289.52m ・本件は、完成した下水道本管を調査する委託 業務であり、平成30年度に埋設工事完了を予 定している箇所が主な調査対象
				新町外									TV調査工 2249.74m 洗浄工 2249.74m	
				地内					94.19%	平成30年8月20日	4,280,040	～		
140	土木関係コン サルタント(下 水道)	上下水道部 下水道建設室	名張市公共下水道中央処理区終 末処理場実施設計業務に関する協 定	名張市	地方公共法人日本下 水道事業団	東京都文京区湯島 二丁目31番27号	・地方自治法施行令第167条の2第 1項第2号 ・昨年度、当施設の増設及び新設 配置計画及び基本要件整理等の 検討業務を、技術的支援団体であ る「地方共同法人日本下水道事業 団」へ委託協定している。 本件 は、昨年度実施の基礎データ等を 有効活用した設計業務が必須であ り又、基本設計実施に向けた調査 方針や施設計画及び現地情報等 を把握・熟知しており、豊富な経験 と知識を用いた専門技術者による 解析等が必要であるため、「地方 公共法人日本下水道事業団」との 委託協定とする。	24,000,000	平成30年8月3日	24,000,000	平成30年8月3日	～	平成31年3月29日	中央処理区終末処理場基本設計(増設・新設) 一式 ・平成31年度から実施予定となる、公共下水道 北部区域未普及解消重点事業(第3期整備事 業)に伴う、終末処理場(中央浄化センター)施 設の増設及び新設に向けた基本設計業務。
									平成31年2月21日	21,780,000			施設規模等の精査による減額、及び打合せ協 議数精査による減額	
				蔵持町里					平成31年3月25日			令和1年7月31日	施設検討に伴う汚泥集約化、及び河川に係る 協議並びに、事業採択要件に関わる基本条 件整理の協議に不測の日数を要していることに伴 う期限の延伸。	
				地内				100.00%			～			
141	土木関係コン サルタント(下 水道)	上下水道部 下水道建設室	管渠工事管理業務委託	名張市	公益財団法人三重県 建設技術センター	津市島崎町56番地	・地方自治法施行令第167条の2第 1項第2号 ・公共工事の品質確保の促進に関 する法律に基づき、中部地方整備 局と中部4県2政令市で構成する 「施工体制の確保に関する推進協 議会」において、三重県内で唯一、 公共工事発注者支援機関に認定 されている者に委託するもの。	5,520,960	平成30年9月5日	5,184,000	平成30年9月5日	～	平成31年3月15日	工事管理(開削工法:4工事)
				蔵持町原出外				93.90%	平成31年3月14日		～	平成31年3月29日	委託している工事にて工期の変更が発生したこ とに伴い、本業務における委託期間の工期延 長	
				地内					平成31年3月26日		～	令和1年9月30日	管渠工事2件を発注又は早期発注予定の為、 工事管理業務を追加し増額変更を致したい。また、 委託している工事にて工期の変更が発生した ことに伴う工期延長	

NO.	種別	所管	件名	場所	契約の相手方		随意契約理由 ・地方自治法施行令適用条項 ・具体的理由	予定価格	当初契約日	当初 契約金額 変更後 契約金額	当初期間			工事等の概要
					商号又は名称	住所		落札率	変更契約日	変更後期間			変更理由・変更概要	
142	上下水道調査	上下水道部 下水道建設室	下水道管内調査業務委託	名張市	名張環境事業協業組合	名張市西田原2176番地36	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・本業務の調査方法は、管内の高圧洗浄を行った後TVカメラを管内に挿入し調査を行い、管内の状況をビデオ撮影し記録するものである。この作業には特殊機材や特殊技術者及び酸素欠乏危険作業主任者を必要とし、又、さらに部分供用箇所・既設管の合流部がある中で下水道管内を洗浄し汚水の収集及び運搬が伴う為、汚水の一般廃棄物収集運搬業の許可が必要となる。これら一連の作業を行うことができ、かつ名張市内において汚水の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けているのは、名張環境事業協業組合のみであるため。	3,607,200	平成30年11月21日	3,564,000	平成30年11月21日	～	平成31年3月15日	管内調査総延長・・・1606.67m ・本件は、完成した下水道本管を調査する委託業務であり、平成30年度に埋設工事を予定している箇所が主な調査対象
				蔵持町原出外				98.80%	平成31年3月11日	～	平成31年3月31日	調査対象の工事が工期延期を行い、工期内に調査が出来なかったため。		
									地内		平成31年3月26日	4,284,360	令和1年9月30日	当初の管内調査に見込んでいなかった下記工事を追加したことによる増額、工期延期を行った。 ・鴻(その3)枝線下水工事 L=131.90m ・名1(その12)枝線下水工事(夏見工区)その2 L=233.24m 管内調査延長・・・1971.81m
143	土木関係コンサルタント(上下水道及び工業用水道)	上下水道部 下水道建設室	名張市中央浄化センターポンプ設備増設設計業務委託	名張市	株式会社東京設計事務所	津市栄町3丁目243(関権第3ビル)	・地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 ・本業務は、中央浄化センターへの汚水流入量増加に伴い、現在設置している仮設ポンプ(流入・放流各1台)及び操作機器を、処理場事業計画で定められた能力を有する物へ入替え機能強化を図るため、詳細設計業務を実施するものである。尚、業務実施については、汚水流入量増加による処理場への浸水影響を鑑み、本業務委託を早期に着手・完了し、受注生産品となるポンプ設備及び操作機器を遅滞なく工事発注することにより製作する必要がある。 以上より、本件は緊急を要するものであり、4社積算見積りで最も安価で、現在処理場第3系列外の基本設計業務を下水道事業団から受注し、処理施設及び設備の現状を把握し又、基礎資料を有しており機動的に業務の遂行が可能な左記の者と随意契約する。	4,892,400	平成30年12月12日	4,892,400	平成30年12月12日	～	平成31年2月4日	流入ポンプ(11.8m3/分/台) 1台 放流ポンプ(11.8m3/分/台) 1台 ポンプ操作設備 1式 仮設工 1式
				地内				100.00%			～			
144	土木一式工事	上下水道部 下水道建設室	鴻(その3)枝線下水工事	名張市	株式会社ヤマタケ	名張市鴻之台1番町48番地1	・地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 ・工期短縮、経費節減、工事の安全・円滑な施工が期待できるため。	19,916,280	平成31年3月18日	18,919,440	平成31年3月18日	～	令和1年8月31日	下水道管路施設(開削工法) 下水道用PRPφ150 130.00m 1号マンホール 2基 塩ビマンホール 1基 舗装工 287.71m2、付帯工 1式
				夏見				94.99%						
145	土木一式工事	上下水道部 下水道建設室	富1号幹線下水工事(6工区)その2	名張市	株式会社生田	名張市新田2205番地3	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・南富貴ヶ丘汚水処理区域の移管(工事完工)期日に向けた工程短縮と、現場の状況や作業に精通しているため。	4,161,240	平成31年2月18日	3,996,000	平成31年2月18日	～	平成31年3月31日	下水工事 管路延長 25.35m 開削 管布設工(Vu φ250)11.55m、開削管布設工(PE φ200)13.20m、マンホール(1号)底部工 4箇所 副管工 2箇所、公共樹設置工 1箇所、附帯工 1式
				富貴ヶ丘4番町外				96.03%	平成31年3月15日	4,052,160			実施精査(マンホール工の底部工の計上など)に伴う数量の変更と金額の増額	
146	施設運営・管理	上下水道部 下水道維持室	名張市中央浄化センター維持管理業務委託	名張市	近畿環境・名張環境特定業務委託共同企業体	(代表者) 名張市下比奈知3072-3	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・プロポーザルによる選定業者がJV方式の協定を締結したため	157,528,800	平成30年4月1日	157,323,600	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	名張市中央浄化センターの維持管理業務
				蔵持町里				99.87%				～		
				地内										

NO.	種別	所管	件名	場所	契約の相手方		随意契約理由 ・地方自治法施行令適用条項 ・具体的理由	予定価格	当初契約日	当初 契約金額	当初期間			工事等の概要
					商号又は名称	住所		落札率	変更契約日	変更後 契約金額	変更後期間			変更理由・変更概要
147	施設運営・管理	上下水道部 下水道維持室	つつじが丘住宅団地汚水処理維持 管理業務委託	名張市 つつじが丘	近畿環境サービス株 式会社名張事業所	名張市下比奈知 3072番地3	・地方自治法施行令第167条の2第 1項第2号 ・施設開発当時から、運転管理に 携わっており、他管理者に委託 すると汚水処理に著しい支障をきた す為	72,846,000	平成30年4月1日	70,632,000	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	つつじが丘住宅団地汚水処理施設の維持管理 業務 年額 70,632,000円
				地内				96.96%				～		
148	浄化槽保守 点検	上下水道部 下水道維持室	名張市農業集落排水施設維持管 理業務委託	名張市 赤目町丈六 外	名張環境事業協業組 合	名張市西田原2176 番地の36	・地方自治法施行令第167条の2第 1項第2号 ・下水道の整備等に伴う一般廃棄 物処理業等の合理化に関する特別 措置法による。	50,633,640	平成30年4月1日	47,880,720	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	名張市農業集落排水処理施設10箇所の保守 点検
				地内				94.56%				～		
149	浄化槽保守 点検	上下水道部 下水道維持室	長瀬地区戸別浄化槽維持管理業 務委託	名張市 長瀬外	名張環境事業協業組 合	名張市西田原2176 番地の36	・地方自治法施行令第167条の2第 1項第2号 ・下水道の整備等に伴う一般廃棄 物処理業等の合理化に関する特別 措置法による。	6,438,960	平成30年4月1日	5,911,380	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	長瀬地区戸別浄化槽88箇所の保守点検・清掃
				地内				91.81%				～		
150	廃棄物収集・ 運搬・処理	上下水道部 下水道維持室	中央浄化センター脱水污泥収集運 搬業務委託	名張市 蔵持町里	名張環境事業協業組 合	名張市西田原2176 番地の36	・地方自治法施行令第167条の2第 1項第2号 下水道の整備等に伴う一般廃棄物 処理業等の合理化に関する特別 措置法による。	14,707,440	平成30年4月1日	14,707,440	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	中央浄化センターからの污泥収集運搬 予定搬出污泥量 V=2,200t 単価 6,685円
				地内				100.00%				～		
151	廃棄物収集・ 運搬・処理	上下水道部 下水道維持室	中央浄化センター脱水污泥処分	名張市 蔵持町里	近畿環境サービス株 式会社名張事業所	名張市下比奈知 3072番地3	・地方自治法施行令第167条の2第 1項第2号 ・産業廃棄物処理の許可を持ち、 市内唯一の再生利用できる処理施 設がある	41,580,000	平成30年4月1日	41,580,000	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	中央浄化センターからの下水脱水污泥の堆肥 化 予定処理污泥量 V=2,200t 単価18,900円
				地内				100.00%				～		
152	廃棄物収集・ 運搬・処理	上下水道部 下水道維持室	南部処理区污泥収集運搬費の単 価契約	名張市 百合が丘西外	名張環境事業協業組 合	名張市西田原2176 番地の36	・地方自治法施行令第167条の2第 1項第2号 ・下水道の整備等に伴う一般廃棄 物処理業等の合理化に関する特別 措置法による。	71,228,160	平成30年4月1日	71,228,160	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	住宅地汚水処理施設からの污泥収集運搬処分 予定搬出污泥量 V=9,160㎡ 単価7,776円
				地内				100.00%				～		
153	廃棄物収集・ 運搬・処理	上下水道部 下水道維持室	名張市農業集落排水処理施設汚 泥取集運搬費単価契約	名張市 赤目町丈六 外	名張環境事業協業組 合	名張市西田原2176 番地の36	・地方自治法施行令第167条の2第 1項第2号 ・下水道の整備等に伴う一般廃棄 物処理業等の合理化に関する特別 措置法による。	72,819,000	平成30年4月1日	72,819,000	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	農業集落排水処理施設からの污泥収集運搬処 分 予定搬出污泥量 V=4,650㎡ 単価 15,660円
				地内				100.00%				～		
154	機械設備保 守点検	上下水道部 下水道維持室	マンホール形式ポンプ場維持管理 業務委託	名張市 東町 外	名張環境事業協業組 合	名張市西田原2176 番地の36	・地方自治法施行令第167条の2第 1項第2号 ・下水道の整備等に伴う一般廃棄 物処理業等の合理化に関する特別 措置法による。	5,884,920	平成30年4月1日	5,585,760	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	マンポールポンプ場42箇所の保守点検
				地内				94.92%				～		
155	土木関係コン サルタント(下 水道)	上下水道部 下水道維持室	名張市第1期地区機能強化対策実 施設計業務委託	名張市 黒田 外	三重県土地改良事業 団体連合会	津市広明町330番地	・地方自治法施行令第167条の2第 1項第2号 ・当該処理施設の計画・設計に携 わり、業務内容や対象施設につい て熟知しているため。	3,146,040	平成30年7月3日	3,002,400	平成30年7月3日	～	平成31年3月20日	機能強化対策事業実施設計書作成
				地内				95.43%				～		
156	機械器具設 置工事	上下水道部 下水道維持室	つつじが丘住宅団地汚水処理施設 沈殿槽No.2-2掻寄機更新工事	名張市 つつじが丘	近畿環境サービス株 式会社名張事業所	名張市下比奈知 3072番地3	・地方自治法施行令第167条の2第 1項第2号 ・更新工事を行なうにあたり、施設 の運転管理とは密接な調整が必要 となることから、施設管理者で あり施設を熟知している者でしか できないため。	49,971,600	平成30年7月10日	49,971,600	平成30年7月10日	～	平成31年3月15日	掻寄機更新 1式 減速機 1台 躯体修繕 A=259㎡
				地内				100.00%				～		

NO.	種別	所管	件名	場所	契約の相手方		随意契約理由 ・地方自治法施行令適用条項 ・具体的理由	予定価格	当初契約日	当初 契約金額 変更後 契約金額	当初期間			工事等の概要	
					商号又は名称	住所		落札率	変更契約日	変更後期間			変更理由・変更概要		
157	上下水道調査	上下水道部 下水道維持室	下水道管渠内TVカメラ調査業務委託(桔梗が丘第2処理分区エリア12)	名張市 桔梗が丘6番町	名張環境事業協業組合	名張市西田原2176番地の36	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法による。	5,806,080	平成30年7月12日	5,474,520	平成30年7月12日	～	平成30年9月30日	下水道本管調査 L=1320m 取付管調査 N=115件	
				地内 名張市				94.29%	平成30年9月21日	5,275,800		～		実施精査(土砂処分費)	
158	機械設備保守点検	上下水道部 下水道維持室	中央浄化センター2系水中攪拌式ばっ気装置修繕	蔵持町里	阪神動力機械株式会社	大阪市此花区四貫島2丁目26番地7号	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・対象とする機器が阪神動力機器の製品であり、整備等を行うのには構造を熟知している者しかできないため。	8,050,320	平成30年8月1日	7,560,000	平成30年8月1日	～	平成31年2月28日	水中攪拌式ばっ気装置修繕 6台	
				地内				93.91%				～			
159	電気工事	上下水道部 下水道維持室	中央浄化センター無停電電源装置ほか蓄電池取替工事	名張市 蔵持町里	日立化成株式会社中部支店	名古屋市中区栄四丁目2番29号	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・対象とする機器の取替を行なうのはメーカーでしかできないため。	7,928,280	平成30年8月20日	7,928,280	平成30年8月20日	～	平成30年12月14日	無停電電源装置蓄電池取替 1式 自家用発電機始動用直流電源盤蓄電池取替 1式 ミニUPS蓄電池取替 1式	
				地内 名張市				100.00%				～			
160	機械設備保守点検	上下水道部 下水道維持室	中央浄化センター2系返送汚泥引抜弁ほか修繕	蔵持町里	株式会社前澤エンジニアリングサービス名古屋営業所	名古屋市中区錦二丁目14番21号	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・対象とする機器は前澤工業の製品であり、その製品の整備等については、前澤工業及び子会社である前澤エンジニアリングサービスでしかできないため。	3,240,000	平成30年8月23日	2,916,000	平成30年8月23日	～	平成31年2月28日	返送汚泥引抜弁 3台 余剰汚泥引抜弁 3台	
				地内				90.00%				～			
161	機械器具設置工事	上下水道部 下水道維持室	マンホール型式ポンプ場(桔1-001)機械電気設備設置工事	蔵持町里	株式会社ウォーターテック名古屋営業所	名古屋市中区錦3丁目7番9号	・地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 ・蔵持町里地内において、台風及び大雨の際、汚水管からの逆流により、複数の個人宅の排水施設より溢水することから緊急工事を行ないたいため。	13,778,640	平成30年9月17日	13,778,640	平成30年9月17日	～	平成30年12月21日	マンホールポンプ場設置 1箇所	
				地内				100.00%				～			
162	土木関係コンサルタント(下水道)	上下水道部 下水道維持室	名張市公共下水道再構築基本設計(ストックマネジメント全体計画)に係る技術的援助に関する協定	蔵持町里 外	地方共同法人日本下水道事業団	東京都文京区湯島二丁目31番27号	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・浄化センター施設の設計及び建設に携わっており、また、管路施設の長寿命化計画を策定しているため。	64,400,000	平成30年9月25日	64,400,000	平成30年9月25日	～	平成31年3月29日	再構築基本設計(ストックマネジメント全体計画)1式	
				地内				100.00%				～			
163	機械設備保守点検	上下水道部 下水道維持室	中央浄化センター活性炭吸着塔点検整備業務委託	蔵持町里	近畿環境・名張環境特定業務委託共同企業体	名張市下比奈知3072-3	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・運転管理を行いながらの作業となるため。	2,808,000	平成30年10月22日	2,808,000	平成30年10月22日	～	平成31年3月14日	活性炭吸着塔点検整備 4施設	
				地内				100.00%				～			
164	システム開発・管理	上下水道部 下水道維持室	下水道施設構造図電子システム整備業務委託(集落排水)	下比奈知2820	株式会社ジオフォーラム	津市東丸之内18番14号	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・システムが、開発業者以外では、データ利用に支障が生じること、また経費軽減のため。	3,817,800	平成30年11月30日	3,693,600	平成30年11月30日	～	平成31年3月18日	下水道施設構造図電子システム 整備 集落排水区域	
				地内				96.75%				～			
165	システム開発・管理	上下水道部 下水道維持室	下水道施設構造図電子システム整備業務委託(公共下水道)	下比奈知2820	株式会社ジオフォーラム	津市東丸之内18番14号	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・システムが、開発業者以外では、データ利用に支障が生じること、また経費軽減のため。	5,455,080	平成30年11月30日	5,292,000	平成30年11月30日	～	平成31年3月18日	下水道施設構造図電子システム 整備 公共下水道区域	
				地内				97.01%				～			
166	管工事	上下水道部 下水道維持室	南百合が丘住宅団地汚水処理施設エアー配管取替工事	南百合が丘	近畿環境サービス株式会社名張事業所	名張市下比奈知3072-3	・地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 ・運転管理を行いながらの作業となるため。	2,894,400	平成30年12月6日	2,894,400	平成30年12月6日	～	平成31年3月15日	配管取替 25A L=6.7m 80A L=15.95m 100A L=12.68m	
				地内				100.00%				～			
167	管工事	上下水道部 下水道維持室	中央浄化センター汚泥供給ポンプほか逆止弁取替工事	蔵持町里	近畿環境サービス株式会社名張事業所	名張市下比奈知3072-3	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・運転管理を行いながらの作業となるため。	3,784,320	平成30年12月5日	3,780,000	平成30年12月5日	～	平成31年3月15日	逆止弁4個 仕切弁4個 配管類 1式	
				地内				99.89%				～			

NO.	種別	所管	件名	場所	契約の相手方		随意契約理由 ・地方自治法施行令適用条項 ・具体的理由	予定価格	当初契約日	当初 契約金額	当初期間			工事等の概要
					商号又は名称	住所		落札率	変更契約日	変更後 契約金額	変更後期間			変更理由・変更概要
168	電気工事	上下水道部 下水道維持室	中央浄化センター投込式水位計取 替工事	蔵持町里	JFEアドバンテック株式 会社	兵庫県西宮市高畑 町3番48号	・地方自治法施行令第167条の2第 1項第2号 ・取替対象の水位計がJFEアドバン テック株式会社の製品であり、機 器の調整等は当該メーカーでしかで きないため。	2,860,920	平成31年3月1日	2,808,000	平成31年3月1日	～	平成31年3月15日	水位計取替 2台
				地内				98.15%						
169	施設運営・管 理	名張市立病院 総務企画室	名張市立病院院内託児所運営委 託	名張市	名張市立病院院内託 児所運営協議会	名張市百合が丘西5 番町31番地	・地方公営企業法施行令第21条の 14第1項第2号に該当 ・保育の継続性等の面で左記以外 の者以外では運営に著しい支障が 生じるため。	8,152,955	平成30年4月1日	8,046,000	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	病院職員の子供のための託児所運営業務
				百合が丘西5番 町31番				98.69%	平成30年6月15日	4,477,140		～		業務量の減少及び職員の減少並びに前年度 繰越金が多額のため
170	リース・レンタ ル	名張市立病院 総務企画室	病院情報システム賃貸借	名張市	富士通リース株式会社 三重営業所	津市羽所町700	・地方公営企業法施行令第21条の 14第1項第2号に該当 ・平成22年度導入の情報システム の再リース契約のため。	7,713,792	平成30年4月1日	7,713,792	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	情報システム(ハード機器・ソフト等)の賃貸借
				百合が丘西1番 町178番地				100.00%				～		
171	その他保守点 検	名張市立病院 総務企画室	PACSシステム保守業務委託	名張市	トヨタ産業株式会社津 営業所	津市大倉20番18号	・地方公営企業法施行令第21条の 14第1項第2号に該当 ・当該装置の製造メーカーの代理 店である左記の者以外では施行が できないため。	2,700,000	平成30年4月1日	2,700,000	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	医療機器(画像読取システム)の保守業務
				百合が丘西1- 178				100.00%				～		
172	システム開 発・管理	名張市立病院 総務企画室	病院情報システム運用にかかる業 務委託	名張市	富士通株式会社三重 支店	津市羽所町700(ア スト津)	・地方公営企業法施行令第21条の 14第1項第2号に該当 ・当院システム開発を行った左記 の者以外では著しい支障が生じる ため。	35,507,808	平成30年4月1日	35,507,808	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	病院情報システムの稼働支援業務
				百合が丘西1- 178				100.00%				～		
173	システム開 発・管理	名張市立病院 総務企画室	医療情報システムサーバハウジン グ業務委託	名張市	株式会社松阪電子計 算センター名張営業所	名張市平尾2980番 地39	・地方公営企業法施行令第21条の 14第1項第2号に該当 ・災害時等対応のために外部設置 している情報システムの管理につ いて、データセンターを運営する左 記の者以外では施行できないた め。	7,542,720	平成30年4月1日	7,542,720	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	病院情報システムの保管・管理業務
				滝之原1050				100.00%				～		
174	その他保守点 検	名張市立病院 総務企画室	東芝製CT保守業務委託について	名張市	株式会社八神製作所 津営業所	津市栗真中山町大 縄手196	・地方公営企業法施行令第21条の 14第1項第2号に該当 ・当該医療機器の正確な運用、修 理等が必要な場合の迅速な対応 は製造元代理店の左記の者以外 ではできないため。	19,980,000	平成30年4月1日	19,980,000	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	東芝製CTの保守業務
				百合が丘西1- 178				100.00%				～		
175	その他保守点 検	名張市立病院 総務企画室	東芝アンギオシステムINFX-8000 V/JE型保守業務委託	名張市	株式会社八神製作所 津営業所	津市栗真中山町大 縄手196	・地方公営企業法施行令第21条の 14第1項第2号に該当 ・当該医療機器の正確な運用、修 理等が必要な場合の迅速な対応 は製造元代理店の左記の者以外 ではできないため。	19,008,000	平成30年4月1日	19,008,000	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	血管造影撮影装置の保守業務
				百合が丘西1- 178				100.00%				～		
176	衛生・医療用 品	名張市立病院 総務企画室	心臓用超音波診断装置一式購入	名張市	株式会社八神製作所 津営業所	津市栗真中山町大 縄手196	・地方公営企業法施行令第21条の 14第1項第5号に該当 ・診療に使用していた機器の故障 により緊急に購入する必要が生じ たため。	5,184,000	平成30年8月22日	4,857,840	平成30年8月22日	～	平成30年8月31日	医療機器(心臓用超音波診断装置)の購入
				百合が丘西1- 178				93.71%				～		
177	衛生・医療用 品	名張市立病院 総務企画室	自動視野計一式購入	名張市	株式会社リイツメディカ ル三重営業所	津市桜橋1丁目651 (ロイヤルタウン1B)	・地方公営企業法施行令第21条の 14第1項第5号に該当 ・診療に使用していた機器の故障 により緊急に購入する必要が生じ たため。	6,588,000	平成30年8月31日	6,480,000	平成30年8月31日	～	平成30年9月15日	医療機器(自動視野計)の購入
				百合が丘西1- 178				98.36%				～		

NO.	種別	所管	件名	場所	契約の相手方		随意契約理由 ・地方自治法施行令適用条項 ・具体的理由	予定価格	当初契約日	当初 契約金額	当初期間			工事等の概要
					商号又は名称	住所		落札率	変更契約日	変更後 契約金額	変更後期間			変更理由・変更概要
178	管工事	名張市立病院 総務企画室	空調設備風量等制御部品追加工 事	名張市 百合が丘西1- 178	株式会社オーテック	津市栄町2丁目311	・地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当 ・既存の空調機制御機メーカーと特定代理店契約を結んでいる左記以外の者以外では施行できないため。	13,179,240	平成30年9月21日	10,260,000	平成30年9月21日	～	平成30年12月28日	空調設備風量等制御部品追加工事
				地内				77.85%				～		
179	システム開 発・管理	名張市立病院 総務企画室	地域医療連携システム(ID-Link)更 新	名張市 百合が丘西1- 178	株式会社シーエスアイ	札幌市白石区平和 通15丁目北1番21号	・地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当 ・当院は、地域医療連携を推進するため、三重県医療安心ネットワークと接続している。当該ネットワークで採用されているシステム(ID-LINK)以外では出来ないず、このシステムは左記の者以外では施行できないため。	2,505,600	平成31年1月11日	2,505,600	平成31年1月11日	～	平成31年3月31日	機器の更新
				地内				100.00%						
180	衛生・医療用 品	名張市立病院 総務企画室	電子内視鏡システム一式購入	名張市 百合が丘西1- 178	中辻医科器械株式会 社	津市高茶屋上野町 1336番地の1	・地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当 ・オリンパス製スコープに対応した本体の更新であり、販売特約店である左記の者以外では購入できないため。	7,560,000	平成31年1月22日	7,506,000	平成31年1月22日	～	平成31年2月28日	電子内視鏡システム一式の購入
				地内				99.29%						
181	衛生・医療用 品	名張市立病院 総務企画室	乳房X線画像表示装置一式購入	名張市 百合が丘西1- 178	トヨタ産業株式会社津 営業所	津市大倉20番18号	・地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号に該当 ・現行機が故障し、診療に支障をきたしており、緊急に購入する必要が生じたため。	10,260,000	平成31年2月22日	9,280,440	平成31年2月22日	～	平成31年3月31日	乳房X線画像表示装置一式の購入
				地内				90.45%						
182	衛生・医療用 品	名張市立病院 総務企画室	超音波診断装置一式購入	名張市 百合が丘西1- 178	中辻医科器械株式会 社	津市高茶屋上野町 1336番地の1	・地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号に該当 ・現行機が複数の診療部署での使用頻度が多くなっており、手術時など緊急時に確保できなくなるため、緊急に購入する必要が生じたため。	3,229,200	平成31年3月25日	3,229,200	平成31年3月25日	～	平成31年3月29日	超音波診断装置一式の購入
				地内				100.00%						
183	機械設備保 守点検	消防本部 消防総務室	名張市消防庁舎及び名張市防災 センター非常用発電設備保守点検 業務委託	名張市 鴻之台1番町	三菱電機プラントエン 지니어リング株式会社 中部本部	愛知県刈谷市神田 町一丁目33番地	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・当施設は災害対策本部となる特殊性から機器製造メーカーによる、確実な点検及び即時修理対応が求められるため	2,970,000	平成30年6月1日	2,754,000	平成30年6月1日	～	平成31年3月31日	名張市消防庁舎及び名張市防災センター非常 用発電設備保守点検業務
				地内				92.73%				～		
184	通信・放送設 備保守点検	消防本部 名張消防署 通信指令室	消防救急デジタル無線活動波設備 保守点検業務委託	名張市 鴻之台1番町	株式会社富士通ゼネ ラル中部情報通信ネッ トワーク営業部	名古屋市名東区猪 高台一丁目1315 番地	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・本契約は、平成27年度に株式会社富士通ゼネラル中部情報通信ネットワーク営業部が施工した消防救急デジタル無線活動波設備の保守点検業務を委託するものである。本件業務委託は、消防業務の特殊性から365日24時間の対応が求められ、かつ、消防救急デジタル無線活動波設備はメーカー固有の設計思想により開発及び製造されているため、構成機器等もメーカーごとに独自のものが使用されており、他の者では実施できないものである。	2,989,440	平成30年4月1日	2,962,440	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	消防救急デジタル無線活動波設備保守点検業 務
				地内				99.10%				～		

NO.	種別	所管	件名	場所	契約の相手方		随意契約理由 ・地方自治法施行令適用条項 ・具体的理由	予定価格	当初契約日	当初 契約金額 変更後 契約金額	当初期間			工事等の概要
					商号又は名称	住所		落札率	変更契約日	変更後期間			変更理由・変更概要	
185	通信・放送設備保守点検	消防本部 名張消防署 通信指令室	「」	名張市	西日本電信電話株式会社三重支店	津市桜橋二丁目14 9番地	・地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号 ・本契約は、消防緊急通信指令施設等の保守点検業務を委託するものである。この施設等は、西日本電信電話株式会社三重支店が消防本部仕様にシステムを構築したものであり、他の者では保守点検業務が実施できないため。	2,592,000	平成30年4月1日	2,592,000	平成30年4月1日	～	平成31年3月31日	消防緊急通信指令施設等保守点検業務
				鴻之台1番町							～			
186	事務用機器・OA機器及び関連製品賃貸借	消防本部 予防室	予防統計システム賃貸借	名張市鴻之台	株式会社MJC	宮崎県宮崎市霧島二丁目84番地1	・地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号 ・現に導入しているシステムの機能付加となり、システムを開発した業者でしかできないため	5,799,600	平成30年10月1日	5,799,600	平成30年10月1日	～	令和3年3月31日	予防統計システム賃貸借（長期継続契約）
				地内外										
187	給食業務	教育委員会事務局 教育総務室	名張市立美旗小学校給食調理等業務委託	名張市	名阪食品株式会社三重事業部	伊賀市四十九町1784-27	・地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号 ・プロポーザルにより学校給食の趣旨である教育的意義や役割を十分理解し、円滑な実施に協力する者であることの確認を得た結果、調理業務を委託している。	9,064,604	平成30年4月1日	7,445,323	平成30年4月1日	～	平成30年12月31日	小学校給食調理等業務
				新田							～			
188	給食業務	教育委員会事務局 教育総務室	名張市立桔梗が丘小学校給食調理等業務委託	名張市	名阪食品株式会社三重事業部	伊賀市四十九町1784-28	・地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号 ・プロポーザルにより学校給食の趣旨である教育的意義や役割を十分理解し、円滑な実施に協力する者であることの確認を得た結果、調理業務を委託している。	9,766,958	平成30年4月1日	9,520,493	平成30年4月1日	～	平成30年12月31日	小学校給食調理等業務
				地内							～			
189	健康診断業務	教育委員会事務局 教育総務室	児童生徒心臓検診業務委託	名張市	一般財団法人三重県学校保健会	津市広明町13番地	・地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号 ・心臓検診については専門的な検査機関でしか検査することができない。また、児童生徒の健康管理をするうえでこれらの検査は、年度始めから限られた期間内で受診率100%になるよう実施する必要がある、学校現場との綿密な調整・連携が不可欠となる。これらの要件に対応することができるのは一般財団法人三重県学校保健会である。	2,823,444	平成30年4月11日	2,823,444	平成30年4月11日	～	平成30年7月13日	小学1・4年生、中学1年生の心臓検診
				丸之内							～			
190	施設運営・管理	教育委員会事務局 教育総務室	各小学校水泳プールろ過機保守点検業務委託	名張市	株式会社三進ろ過工業	名古屋市中村区亀島二丁目22番2号	・地方自治法施行令第167条の2 第1項第1号 ・取替え部材が専用仕様であること、また、老朽化による部材の取替え及び不具合に対応するためには、製造メーカーであり構造を熟知している業者であることが必要である。	3,115,800	平成30年5月22日	2,808,540	平成30年5月22日	～	平成30年9月30日	水泳プールろ過機の使用前使用後の保守点検及びシーズン前部材取替業務一式。点検時の専用カートリッジ式ろ材交換1式。
				地内							～			
191	給食業務	教育委員会事務局 教育総務室	名張市立美旗小学校・桔梗が丘小学校給食調理等業務委託	名張市	名阪食品株式会社三重事業部	伊賀市四十九町1784-27	・地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号 ・公募型プロポーザル方式により契約の相手方に選定されたものに委託	30,196,800	平成30年12月21日	30,196,584	平成31年1月1日	～	令和3年12月31日	小学校給食調理等業務
				新田外							～			
192	リース・レンタル	教育委員会事務局 学校教育室	桔梗が丘小学校LTEタブレット端末賃貸借	名張市	株式会社NTTドコモ東海支社三重支店	津市羽所町700番地	・地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号 ・先に契約した教育センターLTEタブレット導入と密接な関係があるため	133,708	平成30年12月7日	127,189	平成30年12月7日	～	令和6年1月31日	LTEタブレット端末57台 導入ソフト「ロイロノートスクール」296ライセンス 月額127,189円、総額7,631,340円
				桔梗が丘							～			

NO.	種別	所管	件名	場所	契約の相手方		随意契約理由 ・地方自治法施行令適用条項 ・具体的理由	予定価格	当初契約日	当初 契約金額 変更後 契約金額	当初期間			工事等の概要	
					商号又は名称	住所		落札率	変更契約日	変更後期間			変更理由・変更概要		
193	土木関係コン サルタント	教育委員会事務局 国体準備室	公認ホッケー場整備工事等監督支 援業務委託	名張市	公益財団法人三重県 建設技術センター	津市島崎町56番地	・地方自治法施行令第167条の2第 1項第2号 ・公共工事の品質確保の促進に関 する法律に基づき、中部地方整備 局と中部4県2政令市で構成する 「施工体制の確保に関する推進協 議会」において、三重県内で唯一、 公共工事発注者支援機関に認定 されている者に委託するもの。	3,750,840	平成30年12月25日	3,380,400	平成30年12月25日	～	平成31年3月15日	公認ホッケー場整備工事他2工事の監督支援 業務 ・打合せ、工事管理業務、施工出来形確認業 務、各種書類確認及び資料整理業務等	
				百合が丘				90.12%			～				
				地内											
194	とび・土工・コン クリート工 事	教育委員会事務局 文化生涯学習室	赤目の峡谷手摺復旧工事	名張市	株式会社中村工業	名張市朝日町1152- 3	・地方自治法施行令第167条の2第 1項第2号 ・当該工事箇所は国指定名勝であ り、文化財的価値の保存上専門的 な知識及び経験を必要するため ・地方自治法施行令第167条の2第 1項第5号 ・人命に関わる災害復旧である が、国庫補助金の交付決定日の 都合により、履行期限が2か月と 十分でないことから、緊急やむを得 ず競争入札に付すことができない ため	4,338,360	平成31年2月15日	4,338,360	平成31年2月15日	～	平成31年3月20日	手摺6箇所(L=48.1m)	
				赤目町長坂				100.00%			～				
				地内											